

○第二十五回 衆議院議事速記第十八號

帝國議會

明治四十二年三月十一日(木曜日)午後一時十三分開議

議事日程 第十七號 明治四十二年三月十一日

午後一時開議

- 第一 輸出菓子糖果原料砂糖戻税法案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 用惡水井路敷瀆地買上ニ關スル法律案(請願委員長立川雲平君提出) 第一讀會
- 第五 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(佐々木鐵太郎君外五名提出) 第一讀會
- 第六 普通選舉ニ關スル法律案(日向輝武君外五名提出) 第一讀會
- 第七 民事訴訟法中改正法律案(佐々木文一君外二名提出) 第一讀會
- 第八 取引所法中改正法律案(板倉中君外三名提出) 第一讀會
- 第九 醫師法中改正法律案(八木通郎君外六名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十 齒科醫師法中改正法律案(山根正次君外一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十一 裁判所構成法中改正法律案(武田貞之助君外七名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十二 裁判所構成法中改正法律案(阪本彌一郎君外一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十三 府縣制中改正法律案(渡邊千冬君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十四 郡制中改正法律案(渡邊千冬君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十五 國有林野ヲ地方自治體ニ下付ニ關スル建議案(小川平吉君外七名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十六 奧羽南部橫斷鐵道敷設ニ關スル建議案(近江谷榮次君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十七 曆法ニ關スル建議案(早川龍介君外二名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十八 渡良瀨川改修工事速成ニ關スル建議案(武藤金吉君外七名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十九 農科大學増設ニ關スル建議案(木村長君外一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十 新聞紙及定期刊行物ノ郵稅輕減ニ關スル建議案(村松恒外二名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十一 鐵道改築ニ關スル建議案(水品平右衛門君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

- 第二十二 治水事業費繰延復活ニ關スル建議案(植場平君外四名提出) (委員長報告)
- 第二十三 商科大學設立ニ關スル建議案(根本正君外五名提出) (委員長報告)
- 第二十四 韓國橫貫鐵道敷設ニ關スル建議案(金尾俊嚴君外六名提出) (委員長報告)

○議長(長谷場純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

- 一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
輸出菓子糖果原料砂糖戻税法案
產業組合法中改正法律案
貴族院ヨリ回付セラレタル政府提出案左ノ如シ
輸入原料砂糖戻税法中改正法律案
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
取引所法中改正法律案
提出者 板倉 中君 日向輝武君 古井由之君
恆松 隆慶君
蠶病豫防法中改正法律案
提出者 翠川 鐵三君 小川 平吉君 鈴木辰次郎君
岡田 泰藏君 荻野 芳藏君 堀谷左次郎君
安川 保次郎君 久保田與四郎君 水品平右衛門君
福井 準造君 佐藤 虎次郎君 板倉 中君
河上 英君 立川 雲平君 塚田啓太郎君
武藤 金吉君
汽船「トロール」漁業取締ニ關スル建議案
提出者 武滿 義雄君 三浦 覺一君
遠洋漁業獎勵法中改正法律案
提出者 三浦 覺一君 細川 義昌君 武滿 義雄君
木曾長良兩川分水堤閘門設置ニ關スル建議案
提出者 森 茂生君 古井 由之君 暮田 祐清君
大野 龜三郎君 中村 豐次郎君 千早 正次郎君
大熊 三之助君 尾崎 行雄君 鈴木 惣兵衛君
京都府丹後國舞鶴開港ニ關スル建議案
提出者 岩 田 信君 菊池 侃二君 三浦 覺一君
有本 國藏君 中安 信三郎君 阪本 彌一郎君
小川 平吉君 西村 治兵衛君 木村 省吾君
藤井 善助君

清酒稅通義ニ關スル建議案

提出者 中川 虎之助君

一高木正年君外二名ヨリ栃木縣谷中村民ノ居住ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

栃木縣谷中村民ノ居住ニ關スル質問主意書

右成規ニ依リ提出候也

明治四十二年三月十一日

提出者 高木 正年

花井 卓藏

ト部 喜太郎

賛成者 石橋 爲之助

外四十名

栃木縣谷中村民居住ニ關スル質問主意書

政府ハ栃木縣谷中村ニ對シ澗水池ノ名ニ於テ澗水ニ不適當ナル高地ヲモ殊更ニ收用シ事實ニ於テ村民ノ居住ヲ妨ケタルハ何ノ必要アリテ之レヲ爲シタルカ其理由トスル所如何

谷中村ハ澗水池ト爲シタリト雖モ常ニ出水ノ場合ニ在ラサル時ニ於テハ之レヲ無水ノ地ト成シテ村民ノ耕作ヲ自由ナラシムルモ何等ノ支障有ルヲ見ス然ルニ政府ハ曩キニ堤防ヲ破壞シタルノミナラス亦私費ヲ以テ經營シタル小堤ヲモ荒廢ニ歸セシメ村民ノ耕作ヲ妨ケテ願ミサルハ是レ何ノ謂ノ其理由トスル所如何

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一去ル九日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

軌道ノ抵當ニ關スル法律案外一件

田中 龜之助君

橋本 次六君

森 茂生君

清 盛太郎君

齋藤 二郎君

神前 修三君

改野 耕三君

富安 保太郎君

鷗澤 總明君

中村 舜次郎君

森 正君

松野 祐次郎君

竹内 清明君

須藤 嘉吉君

星 一君

米田 禮君

才賀 藤吉君

守屋 此助君

農會法中改正法律案

駒田 小次郎君

根岸 晴太郎君

築山 和一君

吉田 虎之助君

佐藤 庫喜君

平島 松尾君

荒川 五郎君

木村 良君

金尾 稜嚴君

新聞紙法案

大橋 賴摸君

三土 忠造君

岩田 信君

坂本 元明君

關 信之介君

後藤 文一郎君

高久 倉藏君

山際 敬雄君

望月 圭介君

水卜 吉之丞君

澤 來太郎君

福本 誠君

高橋 文質君

山田 珠一君

富田 幸次郎君

小橋 榮太郎君

村松 恆一郎君

鈴木 力君

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

軌道ノ抵當ニ關スル法律案外一件

委員長 中村 舜次郎君

理事

新聞紙法案

理事

委員長 三土 忠造君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

委員長 築山 和一君

理事

農會法中改正法律案

理事

ノ大小工場一万余餘、此資本ノ總額ハ六億萬圓、職工ノ人員六十五萬人ニ關シマ
スル重要ナル問題アリマスガ故ニ、簡單ニハヤリマスレドモ、暫時御靜聽ヲ願ヒタイ
ト思ヒマス、工場法ヲ制定致シマスル目的ハ、言フマデモナク工場主ト労働者ノ間ヲ圓
満ニ平和ニ能ク調和致シマシテ、サウシテ此兩者ノ目的兩者ノ關係ヲ極メテ幸福ニ圓
満ニ致シタイト云フノデアル、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、資本家ヲシテ安全ニ且ツ有利
ニ營業ヲ爲サシムルト同時ニ労働者ヲシテ愉快ニ幸福ニ生活セシムルト云フコトガ目的
デアリマス、往々此工業ノ發達ニ伴ヒマシテ兩者ノ關係ガ漸次利害關係ヲ異ニ致シマシ
テ、遂ニ衝突ヲ見ルト云フヤウナコトガ多ク歐米ニ其事例ガアルノデアリマス、我日本ガ未
ダ斯ノ如キ甚シイ不幸ノコトガアリマセヌノハ、御同様喜ブベキコトデアリマスレドモ、將
來工業ノ發達ニ伴ヒテ斯ノ如キ即チ歐米ニ行ハル、如キ同盟罷工ノ如キモノガ出來マ
スレバ由々シキ大事デアル故ニ、經世家及社會政策家ガ常ニ此事ニ苦シマシテ、種々
ナ方面カラ論難研究ヲシツ、アルノデアリマス、政府モ日外ヤ是ニ氣ガ付キマシテ今カラ
二十年ノ昔デアル、時ノ實業家ニ其内容ヲ示シマシテ意見ヲ徵シタコトモアリ、又全國
ノ商業會議所ニ向ヒ其内容ヲ示シテ可否ヲ質シタコトモアリマス、或ハ農商務省ニ設ケ
ラレマシタ農工商高等會議ニモ此案ヲ提出シマシテ、而シテ其利害ヲ攷究サレタコトモ
アリマスレドモ、其當時ハ多クハ時期ガ尙早デアルト云フコト、本案ノ不備デアルト云
フ二ツノ理由ヲ以テ未ダ此議會ニ上ボラヌヤウニナツテ居タヤウニ考ヘテ居リマス、其後
我日本ガ日露戰役ヲ開クノ已ムヲ得ザルニ際會致シマシテ戰爭ハ忠君愛國ノ國民ニ
依ツテ勝利ヲ得マシタガ、事業ガ非常ニ勃興致シマシテ大小ノ工場ハ益々機械的工業ガ
多クナルト云フ結果ニナリマシテ、ドウシテモ我日本ハ現時ノ有様デハ工場法ヲ制定致シ
マシテ兩者ノ間柄ヲ能ク調和シナケレバナラヌト云フコトニ進ミツ、アルノデアリマス、即チ戰
爭前ノ工場ノ資本家ガ戰爭後ニハ三倍トナリ、労働者ガ十有餘万モ増シ、工場ノ數ガ
三千以上モ増加シタ驚クベキ傾向デアリマス、斯ノ如キ有様ニ進シナラバ我國モ大ナ
ル工場ヲ以テ盛シニ營業シツ、アル文明諸外國ニ遜色ナイ有様ニナラウト思ヒマス、此
場合ニ於テ吾々ハ此工場ヲ取締ルベキ法律ノ制定セラル、ト云フコトハ必シモ反對スル
ノデハアリマセヌケレドモ、舊來政府ガ此方面ニ如何ナル思慮ヲ以テ調査シタカト云フニ
吾々ハ遺憾ナガラツレニ満足スルコトガ出來ナイノデアリマス、即チ政府ハ多ク労働問題
ヲ研究スル方面カラ之ヲ解釋致シマスルカラ、吾々ガ満足スルコトガ出來ナイノデアル、工
場法ナルモノハ工場主ト労働者トノ間ヲ圓滿ニ幸福ナラシムルノ目的トスルニ拘ハラズ、
多ク労働者ヲ保護シヤウト云フ方面ニ傾イテ來タ、即チ英吉利ニ於テ工場主ガ其當時
ノ職工ヲ虐待シタ、是ハ今日ヨリ百年前ノ話デアリマスガ、當時英吉利ノ志士仁人ガ
派ヲ揮ツテ職工ノ虐待ヲ訴ヘ、而シテ工場法ガ出來タ、我日本ニ於テモ斯ノ如キ有様
デアルナラバ格別デアルガ、日本國民ハ能ク主人ニ仕ヘルノ心アルト共ニ、又職務ニ忠
實ナル労働者デアル、而シテ日本ノ工場主ハ慈悲心ノ深い愛情ノ多イ、同情ノ深い工場
主デアル、即チ西洋ノ者ト全ク我日本ハ風俗習慣ノ違フモノデアル、故ニ西洋文明國
ノ工場法ヲ燒直シタ法律案ヲ制定シテ、日本ノ工場ト労働者トノ監督取締ヲスルノハ
甚シク吾々ノ意見ト違フテ居ルノデアリマス、今私ガ日本ノ工場ノ現狀ヲ見マスルニ追
家内のノ工業ガ工場ノ工業ニ移ツテ、手工業ガ機械工業ニ移ツテ來ル、此場合ニ於

テ工場法ノ制定ハ必要デハアリマセウケレドモ、吾々ハサマデ今日兩者ノ間ノ圓滿ヲ致シ
テ居ルニ拘ハラズ、此際政府ガ是非取締ヲ付ケナケレバナラヌ、法案ヲ制定シナケレバ
ラヌト云フ必要ガ何レニアルカ、頗ル疑ハ懷クノデアル、故ニ本員ハ若シ政府ガ愈々工場
法ヲ制定シナケレバナラヌ必要ヲ感ゼラレタナラバ、之ヲ制定スルノモ宜シイ、宜シイガ、
工場法ナルモノヲ解釋スルノ頭ガ違フテ居ル、即チ労働者ノ保護ノモ傾イテ居ル意見
ヲ徵サレタハ、事實ニ於テ日本ノ工場法トシテ吾々ハ歡迎スルコトガ出來ナイ、故ニ先
ヅ政府ニ希望スルニハ成ルベク工場ノ狀態ヲ能ク研究シテ其實驗家ノ意見ニ重キヲ置
イテ開イテ貫ヒタイ、而シテ制定ノ目的ハ第一ニ労働者資本主間ノ調和ヲ計ルト云フコ
トヲ目的ニシテ、西洋ノ翻譯的燒直シハ御免ヲ蒙リタイ、而シテ將來ノ理想ヲ制定スル
デハ現狀ノ工場ト労働者ノ意圖ニ甚シキ差ヲ來サウト思ヒマス、工場法ノ制定ハ
現在ノ程度ヲ標準ニシテ貫ヒタイ、工場ガ發達シテ改正ノ必要ガアレバ、何時デモ改
正ガ出來ル、故ニ私ガ今日質問致シタイト思フノハ、左ノ三ツデアリマス、第一ハ政府ガ
實施セントスル時期ハ何時デアルカ、而シテ目下如何ナル程度マデ其調査ガ進行シテ居
ルカ、現在ニ於ケル法案ノ内容ハ如何ナルモノデアルカ、政府ハ既ニ本議會ニ提出
セントシタ位デアルカラ、定メシ條文ガ出來テ居ルデアラウ、第三ハ制定ニ付テハ工
業家ノ意見ヲ徵スル必要ガアルカ、政府ノ見ル所ハ如何デアルカ、政府ガ若シ漫然唯學
理ニ付テ此調査ヲ致シマス、十分ノ調査ハ出來ナイノデアル、而シテ工場法ガサマデ必
要ナイ今日ノ時機ニ於テ、ドウモ法文ガ一ツモナイノデハ困ルト云フ考デ、工場法ヲ發
布セラレタハ工場主ト労働者トノ平和ヲ缺ク、而シテ我労働者ガ能ク順良ニシテ忠
實ナルニ拘ハラズ、政府ガ労働者ノ保護ヲ主ニシテ工場主ノ利害ヲ顧ミヌト云フコトデ
アルト、工業ニ對スル打擊ト云フハ甚シイと思フ、私ハ或ハ憂フル、政府ガ順良ナル労働
者ニ向ツテ工場主ノ利益ヲ侵害シ、労働者ヲ保護シナケレバナラヌト主張シタナラバ或ハ
恐ル、順良ナル労働者ハ政府ニ依リテ或ハ煽動セラレ教唆セラル、ノ恐ガアツテ同盟罷
工ノ進軍ノ喇叭ノ如ク心得ハシナイカ、果シテサウ云フ不祥事ガ出來タナラバ、我工業
發展ノタメニ甚シキ障害ヲ受クルコトニナツテ、國家ノタメニ大ニ憂ヘザルヲ得ヌ、故ニ私
ハ政府ガ吾々ノ質問スルコトコロニ答ヘテ能ク工場ノ事情ニ精通シタ實驗家ノ意見ヲ開
イテ工場ノ空氣ニ精通シテ油ノ掛ツタ著物ヲ著タ人ガ労働者ノ事情ヲ能ク知ツテ居ルカ
ラ、能ク之ヲ聞イテ、順良ナル労働者ノ人情ヲヨク斟酌致サレテ適當ナル法案ヲ作ラレル
ト云フコトデアレバ反對ハシナイ、想フニ本案ノ前途ハ如何ナルモノデアルカ、吾々ガ考ヘマ
スト甚ダ憂ニ堪ヘヌ、免毛角モ斯ノ如キ重要ナ關係ヲ持ツテ居ル工場法デアリマスガ故
ニ、政府ハ精密ノ調査ヲ遂ゲテ之ヲ民間工業家ノ意見ニ重キヲ置キ、或ル時機ヲ見テ
發布セラレタナラバ之ヲ歡迎スルニ吝ナラヌモノデアリマス、願クハ工業家及前途ニ對シ
實ニ其盛衰消長ニ關スル重要ナ問題デアリマスガ故ニ政府ハ心シテ吾々ノ質問ニ答ヘラ
レンコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 議事日程第一輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法案政府提出
出第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、若槻大藏次官

第一 輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法案(政府提出)

第一讀會

輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法案

輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法案

第一條 消費稅ヲ課セラレタル砂糖ヲ用非製造シタル菓子又ハ糖果ヲ外國

輸出シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用シタル砂糖ニ對シ消費
稅ニ相當スル金額以下ノ金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

輸出後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
第二條 前條ニ依リ下付金ヲ受ケタル菓子又ハ糖果ニ對シテハ關稅定率法
第七條第十五號ヲ適用セス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今議事日程ニ上リマシテ法律案ハ、我國デ作リマシ
タ菓子ヲ外國ニ輸出シタ場合ニ於テ、其原料ニ使タ砂糖ノ消費稅ノ一部分ヲ交附シヤウ
ト云フ趣意デアリマス、近來日本デ製造致シマシタ菓子ガ外國ニ輸出ニナリマスモノガ、
段々増シテ參リマシタデアリマスガ、砂糖ノ消費稅ガ相當ニ高イモノデアリマスカラ外國
市場ニ於テ外國製造ノ菓子ト競争致シマス上ニ於テ不便ノ多イト云フコトデアリマス、
因デ消費稅ノ一部ヲ下戻シマシテ輸出ノ益、盛ニナルヤウニ致シタイト云フノガ、此本
案制定ノ理由デアリマス、ドウゾ御審査ノ上御贊成ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス
○議長(長谷場純孝君) 別ニ御質問モナイヤウデアリマスカラ、議事日程ノ第二、右議
案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

第二 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 本案ハ十八名ノ委員ニ付託スルコト、致シ、議長ノ指名ヲ願ヒマス
○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議、本案ヲ議長指名ノ委員十八名ニ付託スル
ト云フコトニ御異議ハアリマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、其通り決定致シマス、日程第三、
北海道拓殖銀行法中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス、委員長駒田小次郎君、咽
喉病ノタメニ説明ヲ委員白石義郎君ニ譲リタイト云フコトデアリマス——白石義郎君

第三 北海道拓殖銀行法中改正法律案

第一讀會ノ續(委員長報告)

(白石義郎君登壇)

○白石義郎君 本案ハ極メテ簡單デゴザイマスカラ簡單ニ説明致シマス、本案ハ公共
團體ノ事業ノ發達ニ伴ッテ債券發行ノ基礎ヲ擴張スルコト云フコト、ソレカラ此大藏省ノ
持株ノ株券ニ對スル配當金ヲ銀行ニ今五箇年與ヘマシテ即チ拓殖銀行ノ積立金ニ充
テルト云フノ一箇條デゴザイマス、是ハ前年各府縣ノ農工銀行モ是ト同様ノ例デゴザイ
マシテ農工銀行ノ方ハ是ヨリモ寬大ニ二回ニ五箇年ツ、十箇年補助ノ延期ヲ致シタ次
第デゴザイマス、サウシテ拓殖銀行ノ方ハ農工銀行ノ如ク普通ノ利益配當ニ致サズシ
テ、銀行ノ基礎ヲ固ウスルタメニ積立金ニシテ置クト云フ制限ガ付テ居ルノデゴザイマス
カラ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ原案ヲ贊成シタ次第デゴザイマス

○松本恆之助君 政府委員ニ質問ガアリマス、目下樺太ノ金融機關ニ付キマシテハ

一ニ北海道拓殖銀行ヲ以テ其機關トセラレテ居ルコトデアリマスガ、政府ハ現状ヲ維持
シテ將來モ此拓殖銀行ヲ樺太ノ金融機關トセラレテ居ル御見込デアリマスガ、又同地方ニハ
別ニ獨立シタル金融機關ヲ設ケラレルデアリマスガ、是等ノ御決定ニナル時期ハ何時デ
アリマセウカ、之ヲ一ツ承ッテ置キタイト思ヒマス、又今一ツハ今回ノ改正法ハ農工銀行法
ト對照シテ其不備缺點ヲ補足セラレタモノト心得マスガ、曩キニ農工銀行ニ對シテハ五
年ニ繼グニ五年即チ十箇年ノ補助ノ繼續年限ト云フモノヲ與ヘラレタデアリマスガ、此
銀行ニ對シテハ五箇年ト云フコトノ要求ニナシテ居リマスガ、果シテ將來五箇年デ北海
道ノ經營ニ對シテ足レリトスル政府ノ御見込デアリマスガ、ソレ等ノコトニ付キマシテハ政
府委員ノ御明言ヲ一ツ望ンデ置キタイデアリマス

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今ノ第一ノ御尋ニ對シマシテハ樺太ニ於キマシテハ
特ニ樺太ダケノ特設ノ銀行ヲ立デマスルヨリモ、ヤハリ此北海道拓殖銀行ヲシテ其金融
機關ニ當ラシメタ方ガ便利デアラウト云フ考ヲ政府デハ持ッテ居ルデアリマス、第二ノ御
尋ニ對シテハ勿論五年經ッテ見マシタコロノ結果ニ依リマセスカレバ、何トモ確定シテ
申上ケ兼ネマスケレドモ、唯今見込シテ居リマスストコロデハ此五年年限ヲ延バシテ五年
間政府ニ配當スベキ金額ヲ銀行ニ積立デタナラバ、ソレデ可ナリ基礎ハ鞏固ニナルコトデ
アル、斯様ニ考ヘテ居リマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトヲ議題ト致シマス
○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開レンコトヲ望ミマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議、即チ直チニ本案ノ二讀會ヲ開クト云フコ
トニ御異議ハアリマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、直チニ二讀會ヲ開キ、議案全
部ヲ議題ニ供シマス

北海道拓殖銀行法中改正法律案

第二讀會

○恆松隆慶君 一讀會ニ於テ二讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可決セラレンコトヲ
望ミマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議、如ク御異議ハアリセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

北海道拓殖銀行法中改正法律案

確定讀

○議長(長谷場純孝君) 即チ二讀會ヲ省略シ二讀會ニ於テ委員長ノ報告通り決ス
ルト云フコトニ御異議ガナイト認メマスカラ其通り決シマス、本案ハ是ニテ確定致シマス

○中村舜次郎君 緊急動議ガアリマスカラ此場合ニ發言ヲ御許シテ願ヒマス
○議長(長谷場純孝君) 中村舜次郎君

○中村舜次郎君 私人緊急動議ヲ要求致シマスルノハ、豫テ本院ヨリ御委託ニナリマシタ軌道ノ抵當ニ關スル法律案外一件ノ件デゴザイマス、委員會デ既ニ決シマシタノデゴザイマスガ、是ハ目下急ヲ要スルモノデゴザイマス、此場合ニ於テ日程ヲ變更セラレテ本議ニ付セラレンコトヲ請ヒマス

(賛成々々)ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 今ノ中村君ノ緊急動議ハ此場合ニ議事日程ヲ變更シ、軌道ノ抵當ニ關スル法律案外一件ヲ議題トシテ會議ヲ開カウト云フ 緊急動議アリマス

○中村舜次郎君 サウデス

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 今ノ中村君ノ議事日程變更ノ動議ニ 御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ其通り決シマス、委員長中村舜次郎君 即チ軌道ノ抵當ニ關スル法律案及擔保附社債信託法中改正法律案此二件ヲ委員長ヨリ報告ニナリマス

軌道ノ抵當ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

擔保附社債信託法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(中村舜次郎君登壇)

○中村舜次郎君 豫テ御委託ニナリマシタ軌道ノ抵當ニ關スル法律案外一件ノ委員會ヲ本日開キマシタ、段々政府委員ニモ質問ヲ遂ゲマシタトコログ、是ハ御承知ノ如ク明治二十八年カト思ヒマシタ、鐵道ノ抵當ニ關スル法律案ト其性質ヲ同ジウスルモノデゴザイマス、又今日ノ各軌道ノ狀態ニ鑑ミ國家ノ進運ニ鑑ミマシテモ唯今申上ゲル鐵道ノ抵當ノ法案ニ比シマシテモ是ハ最モ必要ナル點ト考ヘマシテ政府ニ於キマシテモ急ヲ要スル望モゴザイマス、各委員ニ於テモ最モ必要ナリト云フ感シテアリマシテ、敢テ議論モゴザイマセヌ、唯此末ニアリマス附則デゴザイマス、附則ニ本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ムルト云フ是ニ付勅令ヲ以テ定ムルモ何時定ムラレカ知レヌカラ寧ロナクシテハドウカト云フ說モゴザイマシタガ、種々聞イテ見マスト軌道ノコトニ付テハ多クハ地方廳ガ是マテ扱シテ居ルヤウナ様子デゴザイマシテ、ソレ等ノコトヲ取調ベ細則ヲ制定センケレバナラス、直グ發布ノ日カラ施行スルト云フコトハムツカシカラ、先ヅ勅令ヲ以テ極メルト云フ猶豫タケハ與ヘテ置イテ貰ツタ方ガ宜イ、又ソレデナケレバ直グニ差支ルコトデアリマシテ、是モ異議ナク總テ本案ハ一字一點ノ修正モナクシテ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、從ツテ此擔保附社債信託法中ノ 次ノ議案デゴザイマスガ、是ハ申サズトモ前議案ガ可決スレバ是ガ必要ニナツテ參リマス、前ガ否決スレバ是ハ要ハナイ位ノモノデアリマス、是ニ付テハ別段詳細申上ゲヌトモ 御分リニナツテ居ラウト思ヒマス、ソコデ唯今申シマシタ通り最モ必要ヲ感シテ居ルノデゴザイマスカラ、ドウカ本院ニ於キマシテモ本日後審議決定アラシコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 唯今委員長ノ報告ニナリマシタ軌道抵當ニ關スル法律案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトヲ議題ニ供シマス

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 直チニ二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、直チニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ致シマス

軌道ノ抵當ニ關スル法律案

第二讀會

○恆松隆慶君 讀會ヲ省略シテ委員長報告通り確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 三讀會ヲ省略シ二讀會ニ於テ委員長報告通り確定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

軌道ノ抵當ニ關スル法律案

確定議

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通り決定致シマス、本案ハ是ニテ確定致シマシタ、次ニ擔保附社債信託法中改正法律案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトヲ議題ニ致シマス

○恆松隆慶君 是モ直チニ二讀會ヲ開ラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フコトニ御異議ガナイト認メマスカラ直チニ二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ニ供シマス

擔保附社債信託法中改正法律案

第二讀會

○恆松隆慶君 二讀會ニ於テ二讀會ヲ省略シテ委員長報告通り確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 三讀會ヲ省略シ二讀會ニ於テ委員長報告通り決定スルコトニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

擔保附社債信託法中改正法律案

確定議

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ其通り決シマス、本案ハ是ニテ確定致シマシタ、日程第四、用惡水井路敷地質上ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、請願委員長立川雲平君

第四 用惡水井路敷地質上ニ關スル法律案(請願委員長立川雲平君)

第一讀會

用惡水井路敷地質上ニ關スル法律案

第一條 諸府藩縣支配地及御預地内ニ於テ舊幕府又ハ舊藩主若ハ地頭ノ起工ニ係ル用惡水井路敷地ニシテ代米(貢租、作德米)ノ下渡ヲ受ケタル者ハ其ノ濱地ノ買上ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ買收スル土地ノ補償金ハ明治四十一年度ヨリ遡リテ三箇年ノ石代平均相場ニ依リ作德米ノ七箇年半分ノ金額トス

第三條 本法ニ依リ買上ノ請求ヲ爲サントスル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年

内ニ事實及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ內務大臣ニ出願スヘシ

第四條 內務大臣ノ處分ニ對シ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五條 本法施行ニ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(立川雲平君登壇)

○立川雲平君 委員會ノ經過竝ニ結果ヲ報告致シマス、本案ハ請願委員會ニ於キマシテ、彼ノ請願第六號竝ニ第七號ノ兩請願ガ委員會ニ上リマシタニ付キマシテ委員會ハ審查ヲ致シマシテ此請願ハ採擇スベキモノト決シマシタ、尙且本案ハ法律ノ制定ニ關スル請願デゴザイマスルガ故ニ、委員會ニ於キマシテハ特別ニ委員ヲ設ケマシテサウシテ法律ヲ制定致シマシタノデゴザイマス、而シテ今茲ニ討議ニ附セラレタコロノ用惡水井路敷地買上ニ關スル法律案ト云フ法律ヲ制定シタ次第デゴザイマス、是ハ大阪府三島郡大冠村大字野田平民農段野爲三郎外四十名竝ニ大阪府三島郡大冠村大字辻子農種谷嘉一外十二名是ガ提出致シマシタコロノ請願デゴザイマシテ、其請願ノ趣旨ハ此舊幕政時代ニ於テ民有地ニ藩主又ハ幕府ニ於テ起工ヲ致シマシタル其土地ニ對シテ貢租竝ニ作德米ヲ下渡シ來タモノガゴザイマシタノデ、是ハ明治維新ノ際ニ於テ是等ノ處分スルガタメニ明治三年七月大藏省四百七十六號ノ達、竝ニ明治四年三月七日民部省ノ達第六號、明治八年九月十五日太政官第三百六十號、明治九年七月三十日內務省乙第八十九號、明治十八年六月二十九日內務卿達第百二號、是等ノ布告布達ヲ以テマシテ右用惡水井路敷地ニ關シマスルコロノ土地ノ處分ヲ致シタノデゴザイマス、前申シマシタ通り藩主ニ於テ當時ノ政府ニ於テ起工ヲ致シマシタコロノ土地ニ對シテハ相當ノ價格ヲ以テ買上ゲルカラ、其趣ヲ申出ト云フコトヲ布達致シマシタノデゴザイマス、其當時帝國内ニアリマシタコロノ是等類例ノ地ハ皆其布告布達ヲ以テ處分ヲサレタノデアル、所ガ明治改革ノ勿々ノ際デゴザイマスカラ人民ニハ多クハ此布告布達ノ趣意ガ貫徹致シマセヌタメニ、唯今申シマシタル此請願ノ——一件ノ請願ノ如キハ偶々此期限ヲ經過致シマシタノデゴザイマス、期限ガ經過シテ今日ニ及ンデ居ルノデゴザイマス、勿論法律規則ヲ知ラヌヲ以テ自己ノ權利ガ伸ビナイカラト云ッテ、ソレヲ再ビ伸バスト云フコトハ甚ダ穩當ヲ缺クヤウデハゴザイマスルガ、前申シマシタ通り何サマ新政府勿々ノ際デアッタノデゴザイマスカラ、是等ノ事情ハ深く推察ヲシテヤラナケレバナラヌト思ヒマス、況ヤ是等ノ類例タルベキコロノモノハ熊本縣ニ一件ゴザイマシテ、第二回帝國議會ノ際ニ於テカラニ再ビ處分ヲシタ例モアルノデアリマス、此問題ハ二三年來ノ宿題デアリマシテ、當院ノ請願委員會ニ於テハ常ニ此請願ヲ採用シテサウシテ法律制定ニ及ンデアル、前期議會ノ如キハ將ニ法律ヲ院議ニ附セントスル場合ニ當ッテ、政府ハ法律制定ニ及バズ、サウ云フヤウナ事情ノアルモノハ政府ニ詳シク調査ヲシテ其上相當處分ヲ致スベキモノハ致シテアルカラ院議ニ附シテ法律ヲ制定スルマデノ手續キヲ要シナイ、斯ウ云フ政府ノ言明ガゴザリマシタガタメニ前期議會ニ於テハ此コトハ遂ニ院議ニ

附セラレナカッタノデゴザイマス、所ガ本年ニ於キマシテハヤハリ此請願ガ出マシテ以前ノ通りノ旨趣ニ依ッテ請願委員會ニ於テハ法律ヲ制定シテ、今茲ニ諸君ノ御協賛ヲ得ルト云フ運ビニマデ至ッタルデアル、今日ノ政府ハ此案ニ對シテ如何ニ考ヘテ居ルカト申シマスレバ、今申シマス通り是マデハ十分同情ヲ有ッテ居ッタルヤウデアリマスガ、斯ノ如キ法律ガ制定セラレルト帝國内ニ於テ此類ノ類例ノモノガ他ニモ多クアリハシナイカト云フ懸念ガアルコトヲ以テ此案ニハ全然同意ヲスルコトハ出來ヌト云フコトヲ政府者ニ於テハ申シテ居ルノデゴザイマス、此段ヲ御報告致シテ置キマス、而シテ制定シタコロノ法律ハ一條ヨリ五條ニ至リマシテ、サウシテ本法ハ四十二年ノ四月一日ヨリ施行スルト云フコトナンドゴザイマス、各條ニ付テ別ニ説明ヲ致シマセヌガ、要スルニ右舊幕政時代ニ於テ時ノ爲政家ガ起工ヲシタコロノ此土地ニ對シテ今日尙ヤハリ用惡水井路敷地トナッテ居ルニモ拘ラズ、之ハ民有地トナッテ居ル、サウシテ官有地トナッテ居ナイノデアル、サウシテ河川其他ノ調査ノ上ニ於テヤハリ河川用惡水井路敷地ト云フコトニ調査ニナッテ居ルノデゴザリマス、土地ノ類別ヲ致シマスニ於キマシテモ甚ダ其當ヲ得テ居ナイ、民有地デアリナガラ現ニ用惡水井路敷地ニナッテ居ルヤウナ事情ハ甚ダ其當ヲ得ナイノデアル、故ニ之ヲ政府ニ於テ買上ゲルガ宜カラウ、之ヲ請求ヲナス者ガアルナラバ買上ゲルノガ宜カラウト云フ、此買上ノ代金ニ付テハ明治四十一年度ヨリ溯ッテ三箇年間ノ穀代平均ヲ取リマシテ、其相場ガ作得米ノ七箇年半分ヲ以テ相當ノ金額デ政府ガ買上ゲルコトヲ相當ト見ルト云フ旨趣デゴザイマスカラ、何卒諸君ニ於ケレテモ御同意ノ上此案ヲ成立セシメ、而シテ一町村若クハ一個人ト雖モ斯ノ如キ有難キ憲政ノ下ニアッテ尙且此ヤウナ不幸ナモノニ向ッテハ恩澤ヲ普及セシムルコトガ、最モ憲政ノ下民ニ有難キヲ感ゼシムル一手段デゴザリマセウト思ヒマスカラ、御贊成アラントラ望ミマス

○福井三郎君 唯今委員長ヨリ報告セラレタル請願採擇ノ件、竝ニ此採擇ノ結果トシテ現ハレタル本案ニ付テハ本員ハ大ニ贊成ヲ表スノデアリマス、此案ニ付キマシテハ請願委員會中ニ特別委員ヲ設ケテ丁寧ニ審查ヲシタ結果デゴザリマスガ、本員ハ其特別委員長デアリマスカラ政府ノ答辯ヲ能ク聞イテ居リマスガ、政府ハ之ニ對シテハ實ハ其通りダト云ッテ居ルノデアリマス、少シモ違ハヌ、地方廳ヘモ承合セタコロガ其通りニ相違ナイ、何モ違ハナイガ、此法律ガ制定セラレルト之ト同様ナ件ガ他ニモ多クアッテ出デハ困ルカラ、法律ノ制定ニハドウモ同意ヲシ兼ネルト云フ答ガアリマシタガ、本員ハ若モ之ガ法律トナッテ現ハレタ場合ニ、若シ左様ナコトガアリマシタラバ、續々出テ來テ宜シイノデアル、出テ來タラ又續々救フ理由ガアレバ救フガ宜シイ、同様ノモノガ澤山アッテ出テ來タトキニハ困ルカラ、此法律ノ制定ニハ同意ガ出來ヌト云フ如キハ全然無理ノ言葉ト思フ、而シテ事實ハドウカト云ッタルバ、實際ニ於テハ左様ナコトハ今ハ澤山アリハシナイ、最早絶テナクシテ稀ニアルモノデ、舊幕時代ノモノデ殘ッテ居ルモノニ付テハ、既ニソレノ處分ヲ終ッテシマッテ、唯今此法律ノ期限内ニ願出ルコトヲ誤ッタル云フヤウナモノニ過ギナイノデアル、本件ノ如キハ其中ノ一ツカニ屬スルノデアル、又之ガ制定セラレタコロガ決シテ法律ニ依リ多ク現ハレテ煩ニ堪ヘヌ杯ト云フコトハ杞憂ニ過ギザルコトデアッテ、決シテ心配ハナイト思ヒマスカラ、ドウウ満場一致ノ御贊成アラントラ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ付テ採決ヲ致シマス

○恆松隆慶君 ドウカ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 然ラバ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、直チニ第二讀會ヲ開キ、原案全部ヲ議題トシマス

用惡水井路敷遺地買上ニ關スル法律案

第二讀會

○恆松隆慶君 二讀會ニ於キマシテ三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ確定アラシコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 三讀會ヲ省略シテ二讀會ニ於テ委員長報告通リ決定スルコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 其通り決シマス

用惡水井路敷遺地買上ニ關スル法律案(政府提出)

確定議

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ是ニテ確定致シマス——御諸ヲ致シマス、決算第二分科會ヲ本會議ノ時間中ニ開キタイト云フ主査ヨリノ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス

○福井三郎君 此場合ニ於テ請願委員會中ノ屠場法改正ノ件ニ關スル請願ノ特別委員會ヲ開會致シタウゴザイマスカラ、御許可ヲ願ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 福井三郎君ノ請求ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、許可スルコトニ決シマス——日程第五裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者佐々木鐵太郎君外五名——佐々木鐵太郎君

第五 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(佐々木鐵太郎君外五名提出)

第一讀會

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

明治二十三年法律第六十二號裁判所位置及管轄區域表中福島地方裁判所管内若松區裁判所管轄岩代國安積郡月形村、中野村、三代村、福良村、赤津村及平區裁判所管轄磐城國田村郡小野新町、二瀬村、谷田川村、瀧根村、夏井村、飯豐村、大越村、七郷村ヲ同地方裁判所管内郡山區裁判所ノ管轄ニ變更ス

附則
本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前若松區裁判所及平區裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ各其ノ裁判所之ヲ裁判ス

(佐々木鐵太郎君登壇)

○佐々木鐵太郎君 私ハ本案ニ對シマシテ提出ノ理由ヲ極ク簡單ニ申上ゲマス、本案ハ平區裁判所管轄ニ屬シテ居リマス田村郡小野新町外七箇所ヲ郡山區裁判所管轄ニ變更スルハ地方人民モ大ニ希望ヲ致シテ居リマス、要スルニ平町郡山町トノ里程ヲ比較致シマスルト平町ヨリ近キコト三里以上、十一里以內デアリマス、唯夏井村ダケハ大差ハアリマセヌ、而シテ田村郡ノ同地ト郡山町トハ鐵道ノ開通以來直接ノ關係ヲ有シマシテ交通共ニ極メテ便利デアリマス、且地ノ利及里程ニ於キマシテモ之ヲ變更スルハ頗ル便利ノコト、存ジマシテ、之ハ別ニ申上ゲマセヌトモ事實デゴザイマス、又若松區裁判所管轄ニ屬シテ居リマス安積郡月形村外四箇村モ鐵道ノ開通以來交通ノ便利トナリ、又里程ニ致シマシテモ山形停車場ヲ起點ト致シテハ陸地ニ依リマシテモ一里以上四里以內近クナッテ居リマス、從ッテ東部ト益々接近聯絡致シマシテ地方人民モ所屬ノ——所轄ノ統一ヲ希望スルガ故ニ、郡山區裁判所ニ管轄ヲ變更シタイデアリマス、且ッ郡山町ニハ區裁判所ヲ初メ諸官衙ガアリマシテ、即チ公私トモ大ニ便ナルコトデアリマス、尙諸取引等モ最モ密接ノ關係モ有シマスガ故ニ、之ヲ變更スルハ誠ニ便宜ヲ得タルモノト確信致シマス、以上申上ゲマス理由ニ據リマシテ滿堂諸君ニ於キマシテモ御審議下サレマシテ本案ノ通過アラシコトヲ望ミマス(拍手起ル)

○齋藤二郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ……

○議長(長谷場純孝君) 齋藤君ノ發議即チ本案ヲ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、其通り決シマス、——日程第六、普通選舉ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者日向輝武君外五名——日向輝武君

第六 普通選舉ニ關スル法律案

第一讀會

普通選舉ニ關スル法律案

帝國臣民タル男子ニシテ滿二十五年以上ノ者選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上其ノ選舉區內ニ住所ヲ有シ仍引續キ有スルトキハ衆議院議員選舉權ヲ有ス

附則

衆議院議員選舉法中納稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

(日向輝武君登壇)
○日向輝武君 諸君、私ハ普通選舉ニ關スル法律案ノ提出者ノ一人ト致シマシテ極

ク簡單ニ提出ノ理由ヲ述ベマス、諸君、我邦ノ現行選舉法ハ偏狹極マルトコロノ法律
デアリマシテ、我邦ハ世界ニ向テ立憲政治ノ國ナリト誇稱致シテ居リマスルケレドモ、實
際我同胞國民ノ中ニ代議士ヲ選出スル權能ヲ有スルモノハ最近ノ選舉ニ於テ僅々百六
十七萬人シカナイデアリマス、是トモ最近日露戰後ノ結果非常特別稅ガ設定致サ
レマシタメニ人民ノ負擔ガ著ク増加シタ結果デアリマシテ、其前及前々ノ選舉ノ
際ニアリマシテハ此重要ナル權利ヲ有スル國民ハ僅ニ四十九萬人、五十萬人ニ足ラナイ
デアリマス、我邦總人口五千萬人ノ中ニ付キマシテ、獨立ノ生活ヲ維持シ、其思想
及其思慮分別ニ於キマシテ優ニ選舉民タルノ資格ヲ具ヘ居アルモノヲ求メマシタナラバ、
恐ラクハ千二百萬人ヲ下ラナイ數ヲ得ルデアラウト考ヘマス、此千二百萬人ノ此總體ノ
男子ノ數ノ中ヨリシテ此選舉權ヲ有スルモノガ先ニ僅々四五十萬人、漸ク最近ニ至
テ百六十萬人ニ過ギヌト云フニ至テハ、實ニ國民代表ノ實ハ果シテ何處ニアルデアラウ
カト疑ハザルヲ得ナイデアリマス、尙此數ヲ歐米先進ノ國ノ實績ニ比較致シテ見マスル
ト、亞米利加、獨逸、佛蘭西ハ凡ニ普通選舉ノ制ヲ施行致シテ居リマスルタメニ人口
百人ニ付キマシテ選舉權ヲ有シテ居ルモノノ數ハ二十六人デアリマス、獨逸ハ二十人
デアリマス、佛蘭西ハ二十七人デアリマス、英吉利ハ多少制限ハ致シテ居リマスルケレド
モ、千八百三十八年ノ改革ニ於テ選舉權著シク擴張サレマシテ今日行ハレテ居ルコロ
ノ選舉ノ制度ハ殆ド普通選舉トモ異ラナイデアリマス、而シテ選舉民ノ數ハ人口百
人ニ付キ十六人デアリマス、壤地利ハ選舉ノ範圍ハ更ニ廣クアリマシテ人口百人ニ對
スル二十七人デアリマス、諸君、我邦ハ如何デアリマスルカ、此重要ナル參政ノ權ヲ有シ
テ居ルモノノ人口百人ニ付テ僅ニ二人シカナイト云フニ至リマシテハ、私ハ實ニ是
ガ果シテ代議制度デアルト云フコトガ云ハル、デアリマセウカ、本員ハ實ニ之ヲ疑ハザルヲ
得ナイデアリマス（「ヒヤ／＼」拍手スル者アリ）諸君、斯ノ如ク最少數ナルトコロノ選舉
民モ此種類ガ尙全階級ニ配付セラレテ居リマシタナラバ、尙之ヲ忍ブコトガ出來ルノデア
リマスガ、事實ノ真相ヲ見テ見マスルト全ク是ニ反シマシテ此百人中僅ニ二人シカ選舉
權ヲ與ヘテ居ラヌトコロノ此國民ノ數ト云フモノハ實ニ或ル一二ノ階級ニ限ラレテ居ルノ
デアリマス、現行ノ選舉法ニ於キマシテハ選舉資格ヲ直接國稅十圓ト云フ限定ガ置イ
テアリマス、稅制ノ上ニ於キマシテ直接國稅ト云ヘバ即チ地租所得稅及營業稅ノ二ツニ過
ギナイデアリマス、此地租所得稅及營業稅ノ此三者ト云フモノハ其稅ノ性質ニ於キマシ
テ全ク之ヲ異ニ致シテ居ルノデアリマス、即チ所得稅及營業稅ハ收益稅デアリマシテ、此
收益ニ稅ヲ負擔サセルトコロノ率ト云フモノガ極メテ少ナイデアリマス、然ルニ地租ハ立
法ノ精神ヨリ致シマシテ單ニ收益稅ニアラズシテ其中ニハ一ノ地代料ヲ含シテ居ルノデア
リマス、國家ガ地租ノ中ニ地代ニ課稅タルトコロノ稅ヲ含シテ居ルノデアリマスカラシテ、地
租ノ中ニ含マシテ居ル收得ニ對スル課稅率ト云フモノハ外ノ所得稅及營業稅ニ對シ甚
シク重イデアリマス、斯ノ如ク違テ居ルトコロノ三ツノ稅ヲ皆同一ナル稅ノ下ニ課稅ヲ
シテ、是ニ十圓ト云フ限定ヲシテ居ルノデアリマスルカラ、其結果ト致シマシテハ如何デア
リマスルカ、地租ヲ拂フトコロノ地主ト云フモノハ縱令其財產が大ナラザルモ、課稅ガ重イ
ダケ容易ク選舉權ヲ得ラル、ノデアリマス、地主ニアラザルトコロノ他ノ大部分ハ餘程ノ
富有ニアラザレバ、選舉權ヲ獲得スルコトハ出來ナイト云フ結果ニナッタノデアル、其結果

ト致シマシテハ即チ地主及富豪ノミ此選舉權ヲ有スルト云フ結果ヲ來シタノデアル、
又此地租ニ付キマシテモ田舎ノ地面ト都會ノ地面ニハ大ナル懸隔ガアリマス、其課稅ハ
實ニ不公平デアリマス、農産地ニ於ケルトコロノ地主ハ其收得ニ對シマシテ一割乃至五
割ノ重稅ヲ負擔シテ居ルノデアリマスルガ、都會ノ地主ハ今日ノ制度ニ於テハ殆ド無稅ニ
均シトコロノ輕イ稅ヲ拂フテ居ルノデアリマス、故ニ其結果ト致シマシテ地方農産地
ニ於ケルトコロノ土地ノ所有者ハ殆ド中流以上ハ悉ク選舉有權者デアリマスルケレドモ、
市街地ニ於ケルトコロノ地主ハ餘程ノ大地主ニアラザル限りハ選舉權ヲ有スルコトハ出
來ナイト云フ結果ニナツテ居ルノデアリマス、斯ノ如クニシテ我現行ノ選舉法ハ選舉有權
者ナルモノヲ地方ノ地主都會ノ大地主及此富豪ノ二ツニ限ツテ居ルノデアリマス、斯ノ
如キ選舉法ノ制度ニ選出セラレタルトコロノ今日ノ議會ハ之ハ法文ノ上ニ於テハ議員デ
アリマス、併ナガラ其實質ニ於キマシテハ之ハ地主ノ議會デアル、富豪ノ議會デアルト
云ツテ差支ナイト思フノデアリマス（「ヒヤ／＼」）我帝國ノ此代議政體ト云フモノハ事實
ニ於テハ斯ノ如キ種類ノ議會デアリマスルカラシテ、之ハ全ク選舉法ノ——現行選舉法ノ
弊ニ由ルト云ハナケレバナラヌト思ヒマス、即チ帝國ノ憲政ハ代議政體ト云フ面ヲ冠ツタ
ルトコロノ一種ノ寡頭政治デアルト云ウテ少シモ差支ナイト思フノデアリマス（「ヒヤ／＼」）
諸君、私ハ利害ノ關係——總テ利害ノ關係ニ付テ此問題ヲ痛切ニ研究シタノデアリマ
スガ、凡ソ此國會ニハ國家ノ全階級ノ國民ガ代表セラレナケレバナラナイデアリマス、然
ルニ代表セラレベキトコロノ全階級ハ代表セラレズシテ極ク少數ノ一二階級ガ代表セラレ
テ居リマス、又多數政治デナケレバナラヌトコロノ此國會ハ多數政治ニアラズシテ少數政
治ニナツテ居リマスノデアリマスカラシテ、此弊害ト云フモノハ——此現狀ト云フモノハ選舉
法ヲ改正スルヨリ外ニ途ハナイト確信スルノデアリマス、私ハ別ニ辯ヲ好ムノデアリマセウ
ガ、一言茲ニ國民ノ權利ニ付テ切ニ諸君ノ御注意ヲ請ハナケレバナラヌデアリマス、權
利ノ名ハ實ニ吾々ハ惜マナケレバナラヌデアリマス、諸君、我國ノ憲法ハ決シテ君主獨裁
ノ政治ヲ認メテ居ルモノデハゴザイマセウ、又少數ノ貴族ナル民族ノ階級——一階級ノ
政治ニ認メテ居ルノデアリマセウ、實ニ滿天下ノ國民ヲ基礎トスルトコロノ即チ
天下ノ公道ニ基キ萬機公論ニ決スルト云フトコロノ維新大革命ノ精神ヨリ此憲法ハ出
テ居ルモノト信ズルノデアリマス、即チ此憲法ノ精神ニ依リマスレバ——此憲法ノ精神ニ
依ツテ此國民ハ確ニ投票ノ權利ヲ得、選舉ノ權利ヲ得ルコトヲ主張スルコトガ出來ルト
吾々ハ確信スルノデアリマス、今日ノ憲法ハ唯今申上ゲタ通りノ大精神ニ於テ制定セラ
レテ居ルノデアリマスカラシテ、憲法ニ附帶スルトコロノ選舉法ノ制定ノ如キハ宜シク此
精神ニ依ツテ此精神ヲ奉戴シテ制定セラレベキ等ノモノデアラウト思ヒマスガ、今日ノ如キ
偏狹極マル世界無比ノ僅ニ百分中二人シカ選舉權ヲ與ヘナイト云フガ如キ選舉法ヲ
施行シテ晏然タルト云フコトハ、抑々制度ノ大本ヲ誤ツテ居ルトコロノモノデアラウト信
ズルノデアリマス、斯ノ如キ理由ニ依リマシテ私共ハ憲法ヲ認メタルトコロノ權利ノ名ニ依
テ此普通選舉ヲ要求スルデアリマス、簡單ニ提出ノ理由ヲ述ベマシテ諸君ノ御贊同ヲ請
モマス

（拍手スル者アリ）

○荒川五郎君 議長、質問ガアリマス

○議長(長谷場純孝君) 荒川五郎君

○荒川五郎君 此案ハ單行法トシテ出サレタノハドウ云フ譯デアリマスルカ、衆議院議員選舉法ノ第八條ノ第一號ト第二號トガ此本文ニ規定シテアル、ソレカラ此本文ノ第二號ハ即チ八條ノ第三項ヲ削ルト云フガデアリマス、ソレデアリマスカラ選舉法ノ文面ヨリ見レバ衆議院議員選舉法第八條第三號ヲ削ルト、斯ウ言ヒサヘスレバ之ト同ジコトニナルデアアル、然ルニ此衆議院議員選舉法ノ一箇條ヲ削ルト云フ此問題ヲ特ニ單行法トシテ出サレタノハ、ドウ云フ精神デアリマスルカ、其點ヲ伺ヒマス

○日向輝武君 御答ヲ致シマスガ、之ハ單行法トシテ出シマシタルハ別ニ大シタ理由ハナイノデアリマス、アナタノ唯今御話ノ通り一項削ッテモ差支ナイガ、尙單行法トシテモ決シテ差支ナイノデアアル、ソレデ年々同ジ形式ニ於テ出シタノデアリマス、前例ヲ逐ウテ私ガ之ヲ出シタノデアリマス

○伊藤大八君 議長

○荒川五郎君 議長

○議長(長谷場純孝君) 續イテ質問ガアルノデスカ

○荒川五郎君 マダ要領ヲ得マセヌ、衆議院ノ選舉法ニ於テ選舉權立ニ被選舉權ガ規定シテアル、然ルニ之ヲ單行法ト出スト云フコトハ分ラナイ、唯今ノハ御説明ニナッテ居ナイ

(「議論ニナル」ト呼フ者アリ)

○伊藤大八君 本案ハ曩ニ根本正君外三名ノ諸君ヨリ提出セラレタル改正案ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 伊藤君ノ今ノ發議ハ本案ヲ衆議院議員選舉法中改正法律案根本正君外二名提出、此同一委員ニ付託シヤウト云フノデアリマセウ

○伊藤大八君 サウデス

○議長(長谷場純孝君) 伊藤大八君ノ發議、曩ニ付託セラレテアル衆議院議員選舉法中改正法律案ノ同一委員ニ本案ハ付託スルト云フニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第七、民事訴訟法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、提出者佐々木文一君外二名 岩田信君

第七 民事訴訟法中改正法律案(佐々木文一君外二名提出) 第一讀會

民事訴訟法中改正法律案

第四百四十八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ第四百五十一條ノ規定ヲ除外更ニ辯論及ヒ裁判ヲ爲サシムル爲メ事件ヲ控訴裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送ス可シ但訴訟手續ニ關スル規定ニ違背シタルニ因リ判決ヲ破毀スルトキ

ハ之ヲ控訴裁判所ニ差戻スコトヲ得

同條第二項及第四百五十條中「差戻又ハ移送」ヲ「移送又ハ差戻」ニ改ム

(岩田信君登壇)

○岩田信君 本案ハ曩ニ第二十四議會ニ於キマシテ本案同一ノ法律案ガ本會ニ於テ可決決定サレテ居ルノデゴザイマス、ノミナラズ其以前ニモ之ト同一ノ法律案ガ當院ヲ通過シテ居ル、所ガ會期切迫ノタメニ貴族院ニ於テ其儘擯置シナッテ居ルト云フ次第ニゴザイマス、ソレ故ニ此提出ノ理由ヲ詳細ニ茲ニ開陳スル必要ハ殆ド無益ニ屬スルノデゴザイマス、唯提出者ノ責任ト致シマシテ簡單ニ其要旨ヲ述ベテ置キマス、其要旨ハ民事訴訟ノ上ニ於キマシテ第二審ノ判決ニ不服ヲ唱ヘテ、サウシテ上告ヲ致シマシタ、上告ヲシテ幸ニ上告者ノ目的通りニ原裁判所ハ不當ナル事ヲ認メテサウシテ之ヲ破棄シタ場合ニ於テ之ヲ同等ノ他ノ裁判所ニ、即チ同等ノ控訴院ノ他ノ控訴院ヘ移送シテクレト云フノガ本案ノ趣意デアアル、現行法ニ據ッテ見マスルト其第四百四十八條ノ第一項ニ「更ニ辯論シテ裁判所ヲナサシムルタメ事件ヲ控訴裁判所ニ差戻シ又ハ之ヲ他ノ同等ナル裁判所ニ移送ス」ト云フコトニ成テ居ルノデ、詰リ依然裁判ヲシタ同ジ裁判所ヘモ差戻スコトガ出來マスルシ、又他ノ同等ノ控訴院ニ移送スルトモ出來ルト云フコトニ成ッテ、詰リ上告裁判所ノ裁判官ノ權限ガ誠ニ廣ク規定サレテ居ルノデゴザイマス、而シテ今日マデ其差戻ニナッタ事件トソレカラ他ノ裁判所ヘ移送シタ事件トノ比較ヲ統計上舉ゲデアリマスルト法文ハ斯ノ如クナッテ居リマスガ、明治二十九年度ノ如キハ百三三對スル僅ニ二十五、即チ移送ヲサレタモノガ、他ノ裁判所ヘ移送サレタモノガ、百三三對シテ僅ニ二十五シカナイ、斯ウ云フ風ナコトニナッテ居ッテ幾ド他ノ同等裁判所ヘ移送スルト云フ事柄ハ誠ニ妙イ事例ニナッテ居ルノデアリマス、所デ總テ此人間ノ弱點ト致シマシテ一旦自分ガ裁判シタ判決ハ成ルベク維持シヤウト云フノガ是ガ人間ノ情デアリマス、其故ニ區裁判所ヲシテ大審院ヘ持ッテ往ッテ自ラ判決シタ裁判ニ不當ナルコトガアッタトシテ差戻サレテ來マスト、尙シツコク以前ノ裁判ヲ維持スルト云フ傾ガアルノデアリマス、即チ是ガ本案ヲ提出スルノ最モ要旨デアリマシテ、斯ル場合ニハ即チ裁判ノ公平裁判ノ威信ヲ損スルコト甚シキコトニナルノデアアル、其故ニ全ク以前關係シナカッタコトノ他ノ裁判所ニ之ヲ移送シテ、サウシテ新ナル裁判官ヲシテ審理セシメナケレバ上告ノ目的ヲ達スルコトノ出來ヌ有様ニナルノデゴザイマス、ソレカラ此改正ノ法律案ノ但書以下ハ訴訟手續ニ關スルノデ、規定ニ違背シタルニ由リ判決ヲ破棄スル場合ニ之ヲ元ノ裁判所ヘ差戻シテ宜イト云フ規定ヲシタイノデアアル、是ハ僅ニ訴訟ノ手續位デアリマストキニハ甚シイ弊害ナイコトヲ信ズルノデアアル、故ニ此部分ニ關シマシテハ例外ト致シマシテ原裁判所ニ差戻シテモ差支ナイト云フ精神デアリマス、右様ノ次第デアリマス

○伊藤大八君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 伊藤君ノ發議、即チ本案ヲ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト云フニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト云フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第八、取引所法中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、提出者板倉中君外三名 板倉中君

第八 取引所法中改正法律案(板倉中君外三名提出) 第一讀會

取引所法中改正法律案

第七條 取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得但シ株

式取引所ニ在リテハ其ノ營業ニ必要ナル土地家屋什器及國債證券地方債券ノ外何等ノ株式ヲ所有シ又ハ他ノ營業ヲ兼ヌルコトヲ得ス

取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第十九條 取引所ノ買賣取引ノ契約履行ノ期限ニ關シテハ買賣當日ヨリ起算シ直取引ハ五日以内延取引ハ百五十日以内定期取引ハ有價證券ニ在リテハ二箇月以内米其ノ他ノ商品ニ在リテハ三箇月以内取引所指定ノ期間ニ依ルヘシ其ノ他買賣取引ノ方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ農商務大臣必要ト認ムルトキハ有價證券及米ヲ除クノ外商品ノ種類ニ依リ其ノ最長期二箇月ニ短縮スルコトヲ得

(板倉中君登壇)

○植場平君 議長……唯今御説明前ニチヨット伺ッテ置キタイ、御許シテ願ヒタイ

○議長(長谷場純孝君) 此日程ノコトニ付テデスカ

○植場平君 イヤ説明者ニ伺ヒタイ——板倉中君ニ本案ノ御説明以前ニ一言伺ッテ置キタイ、御許シテ願ヒタイ

○議長(長谷場純孝君) 植場君

○植場平君 近頃私ノ耳ニスルトコロニ據リマス、此取引所改善建議案又ハ取引所法中改正案等ノ本院ニ現ハレマシタメ、取引所内ニハ容易ナラザル騒ヲ惹起シ、ツレガタメニ運動ト申サユナコトガ始マリマシタ、誠ニ謂フベカラザルコトヲ耳ニスルノデアリマス、故ニ此唯今既ニ御説明ニナラントシテ居ル改正案等ニ賛成ヲ表シテ居ル議員ノ中ニ或ハ取消ヲ申出デタル者ガアルカモ知レヌト存ジマスガ、左様ナコトガアルカ否ヤト云フコトヲ明瞭ニ御答ヲ願フデ置キマス

○板倉中君 植場君ニ御答ヘシマス、他ハ知リマセヌガ本案ニ賛成セラレタ諸君中ニ取引所ノ運動ノタメ取消ヲ申出ルヤウナ人ハ是マデ一人モゴザイマセヌ、左様御承知ヲ願ヒタイ(是カラ)ト云フ者アリ)是カラアレバ其人ハ卑屈ノ人ナルコトヲ標榜スルノデアル、是ヨリ取引所法中改正法律案ニ付キマシテ簡單ニ其理由ヲ説明ヲ致シテ置キマス、元來本案ノ目的トスルトコロハ取引所ノ營業ヲ確實ニナスコトガ一ツ、今一ツハ有價證券ノ限月買賣ノ期間ヲ短縮イタシマシテ、即チ白晝公然大都會ノ具中ニ於テ賭博ヲセラレテ居ルト云フコトノ弊害ヲ杜絶致シマシテ、我實業界ノ健全ヲ計ラント希望シマスルノ目的デゴザイマス、其改正案ノ第七條ハ即チ在來ノ法文ニ一ノ但書ヲ加ヘルノデゴザイマス、在來ノ法文ハ「取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得取引所ノ責任ハ其財産ニ限ルモノトス」トアリマスノヘ但書ヲ加ヘルノデアリマス、即チ「但シ株式取引所ニ在リテハ其ノ營業ニ必要ナル土地家屋什器及國債證券地方債券ノ外何等ノ株式ヲ所有シ又ハ他ノ營業ヲ兼ヌルコトヲ得ス」ト云フ但書ヲ加ヘルノデアリマス、是ハ從來勅令ヲ以テ規定セラレタモノヲ法律ニ移スノデアリマス、何故之ヲ法律ニ依ッテ

規定スルコトヲ必要トスルカト申シマスノニ、近來聞ク所ニ據レバ所謂運動者ガ取引所ニ信託事業トカ何トカ云フヤウナ他ノ營業ヲナサシメ、サウシテ一時ノ利欲ノタメニ其業務ヲ不確實ニ陷ラシメントスルトコロノモノガアルヤウニ承ッテ居ル、其運動ハ即チ法律ニアラズシテ勅令ヲ以テ是ガ出來ルト云フコトヲ奇貨ト致シマシテ、或ル一部ニ向ッテ政府ノ一部ニ向ッテ其承諾ヲ求ムレバ其希望ヲ或ハ達シ得ラレト云フ考ヲ以テ之ヲナスノデアラウト思フ若モ政府ガ其運動ニ乗セラレ、ヤウナコトガゴザイマシタナラバ、即チ取引所ハ遂ニ不確實ナル商賣ヲ兼ヌルト云フコトニナッテ、サウシテ不健全ニ陥ルト云フコトノ弊害ヲ來スノデゴザイマス、幸ニモ近日ノ運動ス遂ニ其筋ノ排斥スルトコロトナッタメニ其目的ヲ達セラレナカッタノデゴザイマス、法律ニ於テ之ヲ規定セザル限りハ明日ニモ亦左様ナ不心得ナ徒ヲ出サストモ限ラヌノデゴザイマス、故ニ第七條ニ但書ヲ加ヘテ之ヲ確定シ置クコトヲ要スルノデゴザイマス、次ニハ第十九條デゴザイマス、第十九條ハ現行法ニ於テハ唯斯ウアルノデアル「取引所ノ買賣取引ノ方法ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トノミ規定シテゴザイマス、故ニ勅令ヲ以テ其取引所ノ方法ト云フモノヲ規定スルコトハ隨意ニ相成ッテ居リマス、而シテ勅令ノ規定ニ於テハ即チ曩ニ明治二十六年ノ勅令第七十七號ニ於テ其取引ノ方法ヲ規定シテゴザイマシタノヲ此規定ガ甚ダ弊害多キコトヲ時ノ政府ニ於テモ認メマシテ、明治三十五年ノ勅令第五百十八號ヲ以テ之ヲ改正セラレタノデアル、其改正ハ何デアルカ、即チ取引所ノ限月買賣ガ三箇月ニ瓦ルノヲ長シテ一箇月短縮シタノデアル、諸君、我國ノ有價證券ガ買賣ノ限月取引ニ於テ二箇月ト云フコトニ規定セラレタノハ我國ノ維新以前ヨリ長ク行ハレテ居リマス所ノ米ノ取引買賣ノ例ニ倣ッテ斯様ナモノガ出來タノデゴザイマス、元來米ハ九洲、奥羽、北海道等ニアルモノヲ東京若クハ大阪ニ於テ賣買スルコトモゴザイマセウ、又田地ノ上ニ稔ッタバカリノ米ヲ賣買スルコトモゴザイマセウ、故ニ三箇月ト云フ定期ノ賣買ヲ許スコトハ當然デアッテ、昔カラ其必要ニ迫ラレテ出來テ居ル法律習慣デアル、然ルニ始メテ我國ニ有價證券ノ取引所ヲ開クニ當リマシテ取引所ト云フ名ノ下ニ米モ有價證券モ同一ニ規定シテ二箇月ノ定期賣買ヲ許シタノハ、既ニ其始メニ於テ誤ッタノデゴザイマス、元是レ有價證券ハ斯様ナル長キ期間ヲ置イテ賣買スルヲ要スルモノデゴザイマセヌ、諸君モ御存ジノ如ク實際ニ於テ若シ株券ヲ賣ラレトスル人、公債證券ヲ買ハントスル人ハ未ダ三箇月ヲ期シテ賣買スルモノハナイノデアル、即チ三箇月ト云フ長キ期間ニ賣買スルコトハ其間ノ高低ノ差ヲ即チ利益投機ニ依ッテ賭博ノ利益ヲ博セントスルモノノ外殆ド是ナキモノデゴザイマス、故ニ歐米諸國ニ於テモ決シテ二箇月ナド、云フ長キ期間ヲ有價證券ノ定期賣買ニ許シテアルモノハ一箇所モゴザイマセヌ、一國モゴザイマセヌ、世界中ニ於テ斯ノ如キ惡法ヲ設ケテアルノハ唯我帝國ノミデゴザイマス、元來斯様ナ法律ガゴザイマシテ、斯様ナル賣買ヲ許シテゴザイマス故即チ大都ノ中央ニ於テ賭博ヲ營業トスルト云フヤウナ不體裁極マルトコロノ我實業界ヲ擾亂シ、我商賣ノ上ニ於テ甚ダ危險ナル風習ヲナスコトニ至ッタノデゴザイマス、是ハ早ク杜絶シナケレバナラヌコトデアリマス、ツレ故ニ曩ニ今日ノ内務大臣タル平田君ハ此改正ヲ立案サレテサウシテ提出サレタコトガアル、即チ當時ハ勅令ヲ以テ改正セラレント試ミタノデゴザイマス、然レドモ此賭博場ノ勢力ト云フモノガ廣大デアッテ、遂ニ此善良ナル法案ヲ杜絶シテ又元ニ舞戻

ラシムルト云フマデニ至ッタノデアル、即チ三十五年ノ勅令第五百十八號ト云フモノハ此有價證券ノ賣買ヲ一箇月ニ短縮シタノデゴザイマス、然ルニ其後ニ及ンデ三十五年ニ農商務省ハ省令第十一號ヲ以テ之ヲ前ノ法律即チ前ノ規定ヲ用ユルコトヲ許シテ、サウシテ此勅令ヲ有名無實ニ歸セシメテ居ル、有名無實ニ歸セシメタノミナラズ三十八年八月百二十七號ノ勅令ヲ以テ遂ニ今ノ惡法ヲ復活スルニ至ッタノデゴザイマス、斯様ニ政府ニ於テモ此ノ法ノ不完備ナルガタメニ我ガ實業界ヲ不健全ニ陷ラシメテ居ルコトハ數年前ニ於テ之ヲ氣付テ居ルノデゴザイマス、現政府ハ彼ノ春秋二季ニ慰ミノタメニ開カル、如キ馬券ノ賣買サハモ風紀ニ害アリト致シテ之ヲ禁ジタノデアル、我貴族院ハ其多數ガ即チ此馬券賣買禁止ヲ贊成セラレテ居ルト云フコトニ承ツテ居ル、現政府モ亦斯ノ如キ趣意ノ上カラ致シマシテ、此大都ノ中央ニ於テ大賭博場ヲ許シテ置クト云フコトハ甚ダ贊成シナイトコロノデアラウ、此改正案ニ贊成スルトコロノモノデアラウト云フコトハ、信ジテ疑ハナイノデゴザイマス、我貴族院モ亦彼ノ慰ミ半分ニナストコロノ春秋二季ニ開カル、ト云フガ如キ競馬ノ馬券賣買ニサヘ反對スルナラバ、即チ此弊害多キトコロヲ矯正セントスル改正案ニ向ツテハ必ズ多數ノ同情ガアルト云フコトヲ私ハ信ジテ疑ハヌノデゴザイマス、若シ然ラズトセバ慰ミ半分ニスル馬券賣買ニサヘ反對シナガラ、白晝公然營業トスル賭博ヲ——若シ然ラズト云フモノアルナラバ承ハリタイガ——許サレタルト云フ法律ヲ其儘ニシテ置クコトハ萬アルベカラザルコト、私ハ信ジテ居ルノデゴザイマス、今や我國ハ戰後ノ經營ニ於テ即チ財政ノ整理ヲナシ、經濟ノ健全ヲ計ルコトニ付テ政府モ國民モ共ニ汲々トシテ是レ日モ足ラザル有様デ居リマス、此場合ニ有價證券ノ賣買ヲナストコロノ重要機關ヲ以テ斯ノ如ク弊害アリ、斯ノ如ク要法ノモノニナツテ居ルノヲ打捨テ、置クノハ不都合ト云ハナケレバナラヌ、或人曰ク、若シ取引所ノ今日ノ現在ヲ變更シタナラバ之ガタメ或ル影響ヲ此株式會社ニ及ボスコトガアルデアラウ、斯クテハ害ガアルト云フコトヲ言フ人ガアル、是レ即チ大ナル間違デアル、何トナレバ我取引所ト云フモノハ即チ我有價證券賣買ノ重要機關デアル、此機關ノ場所ガ賭博場ニ變ジテ居ルト云フコトハ、恰モ彼ノ建築ノ基礎ガ薄弱ニ相成ツテ居ルト同一デアル、即チ土臺ガ薄弱ニナツテ居ルノデ、恰モ沙漠ノ上ニ建築ヲナシテ美觀ヲ呈セント希望シテ居ルト同一デアル、若モ我經濟界ノ健全ヲ計リ、我經濟界ノ基礎ヲ鞏固ニスルトコロノ大建築ヲナサント欲スルナラバ、此取引所ヲ健全鞏固ナルモノニシテ、然ル後ニ其建築ニ取掛ラナケレバナラヌノデアル、然ルニ此基礎ノ健全鞏固ヲ計ラズシテ沙漠ノ上ニ建築ヲナシテ美觀ヲ添ヘントスルノハ大間違デアル、故ニ今日ニ於テ之ヲ改正シ——改正シタトコロガ即チ今ノ取引所ノ空虚ナル賣買ノタメニ起ルトコロノ株式ノ價格ガ僅ニ正當ナル價格ニ復スルニ過ギヌノデアル、是ガ正當ナルモノトナリ、而シテ正當ナル賣買ガ行ハレタナラバ、始メテ是カラ健全ナル取引ガ行ハレルト言ハナケレバナラヌ、故ニ今日ニ於テ速ニ之ヲ改正スル、必要ガアルト信ズルノデアリマス、元來歐米諸國ノ例ヲ以テシマスレバ數週間ノ定期賣買ニ過ギルトコロノモノハナイ、或ハ僅ニ二週間或ハ三週間位ノ定期賣買ヲ許シテ居ルノデアリマス、是ヨリ推シテ見マスレバ我有價證券ノ定期賣買モ即チ一箇月ヲ超ユル長キ時間ヲ許サナクテモ宜イト思フノデアアル、併ナカラ是ハ從來爲シ來タトコロノ三箇月ト云フ長キ期間ノ賣買デアリマスカラ、急激ニ之ヲ變更スル

ナラバ其タメニ市場ノ擾亂ヲ來サストモ限ラヌ、或ハ追テ何レニスルトモ先以テ三箇月ヲ一箇月位短縮スルヤウナ程度ニ置クノガ即チ穩健ナル改正アルト信ジマスカラ、吾ハ即チ曩ニ政府ガ發布セラレタトコロノ勅令ノ如ク三箇月ヲ一箇月ト云フコトニナスノガ最モ相當アルト信ジマシテ、斯ノ如キ改正案ヲ提出シタ次第デアリマス、イロ／＼述ベタイコトハ澤山アリマスルガ、委細ハ委員會ニ於テ述ベルトニ致シマシテ、是ニ止メテ置キマス

○細野次郎君 議長

○議長(長谷場純孝君) 細野次郎君

○細野次郎君 本問題ニ關スル可否ノ議論ハ姑ク措クモ、今提出者ガ述ベラレマシタル如ク本問題ノ主タル第十九條ノ改正、即チ三箇月ノ有價證券ノ定期取引ヲ二箇月ニ改正スルト云フ點ハ、曾テ明治三十五年ニ當時ノ内閣ガ一旦實施シテ、而シテ後過ヲ悔イテ一大臣ヲ引責セシメテ復舊シ、其結果國民ノ財產ニ數十萬億ノ損害ヲ被ラシメタト云フコトハ提出者モ御承知デアラウト思フ、然ラバデス、斯ノ如キ重大ナル案件、斯ノ如キ國民ノ財產ニ多大ノ影響ヲ及ボス重大ナル議案ガ此會期切迫ノ際ニ於テ貴衆兩院ヲ通過シ得ルト云フ提出者ニ成算ガアリヤ否ヤ、且今ノ政府ニ於テハ設令山裂ケ海湧イテモ同意ノ出來ル筈ガ無イ、重大ナル問題アルニモ拘ハラズ、一國務大臣ノ出席ナク、一次官ノ出席ナク、僅ニ一商工局長ガ申譯的二座ノ一隅ヲ占メテ居ルト云フハ政府ハ如何ニモ此案ヲ——而モ百有餘名ノ贊成ヲ得テ提出セラレタル此案ヲ如何ニ輕々シク視テ居ルカト云フコトハ推測シテ餘リアルコト、思フ、即チ政府又斯ノ如ク輕々シク視、提出者自ラモ此案ヲ通過ノ不可能ナルコトヲ知リナガラ尙且之ヲ提出シタイトセバ、提出者ハ徒ラニ平地ニ風波ヲ起スノ嫌アルヲ免レズ(ノウ／＼)而シテ延イテ又帝國議會——衆議院ノ體面ニ關スルコトデアラウト思フ(ヒヤ／＼)「拍手起ル」加フルニ毎日都下幾多ノ新聞ガ是等ノ案ニ付テ批評ヲ揭ゲテナイモノハナイ、事實ハ本員ノ保證スル限リデアリマセヌケレドモ——提出者ハ其責任ヲナケレバナラヌト思フ、私ノ質問ノ要點ハ果シテ提出者ハ兩院通過ノ成算アリヤ否ヤト云フニアル

○答辯ノ必要ナシ「謹聽々々」ト呼フ者アリ

○板倉中君 一言答辯シマス、通過ノ覺東ナイト云フコトハ獨リ細野君ノ御考デアラウト思フ(ヒヤ／＼)吾ハ今日ニモ若シ此議場ヲ通過シタナラバ、明日ニモ明後日ニモ委員會ヲ通過シテカラニ、斯ノ如キ重要ナル問題ハ細野君ヲ除クノ外滿場一致ヲ以テ議場ヲ通過スルデアラウト思フ(拍手起ル)然ラバアト十數日ノ間ニハ貴族院モ平生懷抱スルトコロノ主義ニ依ツテ必ズ是ハ通過スルモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス、ソレカ國務大臣ガ出テ居ルトカ出テ居ラヌトカ云フコトハ當提出者ノ知ル處デゴザイマセヌ(然リ／＼)ト呼フ者アリ)而シテ固ヨリ此案ヲ提出致シマシテ爰ニ演說ヲ致シマス以上ハ、私ハ是ニ對シテ責任ヲ負ウテ居ルコトハ勿論ナルコト、御承知下サイ

○阪本彌一郎君 議長々々

○議長(長谷場純孝君) 阪本彌一郎君

○阪本彌一郎君 提出者ニチヨット御尋シタイ、唯今提出者ノ說明セラレタトコロノ理由ニ依レバ、取引ナルモノハ一ノ罪惡ノ集會所デアッテ、白晝公然都下ニ於テ賭博

所ヲ設ケテ居ルモノアルト云フ御議論ガアツタヤウデアリマス、然ルニ提出者ハ其賭博所ヲ禁止スルコトヲ敢テシナイデ、僅ニ限月ヲ短縮スレバ、其賭博所ハ取締リ得ルト御解釋ニナツタデアリカ(ヒヤ／＼)ト呼フ者アリ拍手起ル、ソレハ果シテ何等ノ理由ニ依ツタカト云フコトガ、今一ツハ十九條ノ改正案ニ依レバ「定期取引ハ有價證券ニ在リテハ二箇月以内米其ノ他ノ商品ニ在リテハ三箇月以内」トアルガ何故ニ米トサウシテ有價證券ノ定期取引トノ間ニ區別ヲ置カレタカ、ソレカラ此有價證券ヲ二箇月ニ短縮シタト云フ理由ハ那邊ニ在ルカ、此三箇條ニ付テ御明答ヲ求メマス

(「委員會答ヘタラ宜カラウ」謹聽々々「登壇スベシ」ト呼フ者アリ)

○板倉中君 此處澤山デス、誠ニ簡單ナル答辯デゴザイマス(「重大ナル問題ダ」ト呼フ者アリ)前刻説明中ニ既ニ米ト有價證券トノ賣買ノ差異ノアルコトハ説明致シテ置イタト考ヘマス、阪本君ハ御聽キニナラナカッタカモ知レマセヌ、ガソレハ私ノ説明デ明白ナルコトデアラウト思フ、ソレカラ有害ナル取引所ヲ何故禁止シナイデ、期間ノ短縮ニ止メタカト言ハレマスガ、即チ其有害ナル所以ノモノハ實物ノ賣買ヲ當テニシナイトコロノ三箇月ト云フ長キ期間ノ定期賣買ヲ許スカラデアル、有價證券賣買ノ取引其物ハ有害デハナイデアル、ソレ故ニ其期間ヲ短縮スル所以ノモノハ、即チ此有害ナル賭博取引ヲ禁止スル所以デアル、提案者ノ認ムルコロニ依レバ吾々ハ是ハ即チ一箇月ニ爲シ得ルト云フコトハ先ニモ言ツタ通りデアリマス、ケレドモ、是ハ在來ノ仕來リヲ急激ニ破ル虞ガアルガ故ニ已ムヲ得ズ穩和ニ一箇月ヲ短縮シテ以テ庶幾クハ其弊害ヲ幾分ニテモ救ハントスル意思デアリマス、左様御承知ヲ願ヒタイ

○守屋此助君 提出者ハ商取引ト云フモノ、商習慣ト云フモノ、重シズヘキ事柄ハ、ドコマデモ認メテ居ラレヤウデアリマスガ、私共ノ知リ得ルトコロニ依ルト云フト帝國ノ商取引ト云フモノガ、二箇月ト云フ事柄ハ取引法律ノナキ以前ノ商習慣ヲ認メテ、法律トナツタコト、承知シテ居リマス、サウシテ此以前ノ内閣ガ此三箇月ノ取引ヲ二箇月ノ取引ニシタトキニ、東京ノ株式取引所ノ株券ノ如キハ二百有餘圓モシテ居タモノガ、三日經タヌ間ニ半分以下ニ下ツテ、百圓内外ニナツタ事實ハ板倉君ハ慥ニ能ク御承知デアラセラレト思ヒマス(拍手起ル)此度又此事實ガ現ハレテ法律トナレバ、事柄ハ三年四年以前ノコトヲ復タ繰返シテ、經濟上ニ大變動ヲ及ボシ、アノ時ニ木内君ガ商工局長、平田君ガ農商務大臣デアツタ、此兩君ハ其職ヲ去ラザルヲ得ザルコトニ至ツタ、此限月相場ト云フモノヲ三箇月ニスルト云フ帝國ノ古キ商習慣ヲバ、一ノ行政官ガ破ツテ二百有餘圓モシテ居ルモノガ百圓内外ニ二日間ニ下ガルカ如キコトヲシテ、經濟界ニ大變動ヲ及ボスノデアル、斯様ナモノヲ農商務大臣、商工局長トシテ置クノハ、帝國ノ經濟界ヲ破壊スル罪人デアラカラ、其職ヲ去ラルベシト云フ輿論ノ攻撃ヲ受ケテ去ラレタデアル、然ルニ此度は御出シニナツタノハ二箇月ニスルデアルガ、三四年以前ニ帝國ノ此商習慣ヲ破ツタ法律規則ヲ拵ヘテ、兩三年前ニ左様ナコトガアツタガ、此度ハ左様ナル經濟界ニ惡影響ヲ及ボサズシテ此法律ノ實行ガ出來ルト云フ御認メデアラカ、若シサウナレバソレハドウ云フ譯デサウ云フ弊害ヲ生ゼズシテ出來ルデアラカ、其事柄ヲ問ヒタイ

○板倉中君 半バ議論デゴザイマシテ答ヘル必要モナイト思ヒマスガ、一二質問ラシキ

トコロガアリマスカラ答ヘテ置キマセウ、習慣々々ト云ハレマスガ、即チ其習慣ハ米賣買ノ習慣ヨリ致シマシテ九ツキリ性質ノ違フトコロノ有價證券ノ賣買ニ此習慣ヲ適用セラレテ、終ニ今ノ一現行ノ惡法律ガ出來タデアリマス、ソレ故ニ此弊害ノアルモノハ改メルノガ即チ立法府ノ責任デアル、ソレカラ數年前ニ明治三十五年ニ於テ取引所定期賣買ノ期月ヲ一箇月短縮シタル故ニ、澤山下下落ガアツタデハナイカト云フコトノ御議論ガゴザイマスガ、是ハ何等ノ影響ノタメニ其下落ガアツタデアラカ、是ハ守屋君若クハ細野君ト云フ御商賣人ニ能ク知ツテ居ラレバ、我々ノ如キ左様ナコトノ分ラナイモノハ一向サウ云フコトニ注意ハ拂ヒマセヌ(「提出者タル資格ハナイノダ」ト呼フ者アリ)併ナガラ斯様ナコトガ若シアリト致シマシテモ我々ハ已ムヲ得ナイ結果デアルト言ハナケレバナラヌト思フ、ナゼナラバ斯ノ如キ不都合ナル法律ノ下ニ於テ、即チ彼ノ馬券ノ賣買ノタメニ競馬ノ株ガ幾ラ高クアツタモ是ガ弊害アリトシテ之ヲ禁止スルナラバ、之ガタメニ其當業者ノ苦シムノハ當業者自カラ惡ルキ地位ニアルタメデアルト云フコトヲ譯メナクテハナラヌト思ヒマス、我々議員ニ於テハ此等タル情實ヲ願ミルコトハ出來ナイデアリマス

(此時發言ヲ求ムル者多シ)

○阪本彌一郎君 前ニ御尋ネテ致シマシタ有價證券ノ定期取引ヲ二箇月以内トスルコトニ付テノ利益、此點ニ御答ガナイ、所ガ先刻ノ御説明中ニ三箇月ノモノヲ二箇月ニ短縮シタナラバ博奕ノ弊ガ少ク、幾ラカ現物ノ取引ガ實行セラレララウト云フ御説明ガアリマス、然ラバ此二箇月ニ減ズルト云フコトハ唯幾分カ害惡ヲ減ズルト云フデケノ主旨ニ依ツテ提出セラレタカドウカ、私ハ敢テ追窮スルノデアリマセヌケレドモ、此點ハ本件ニ付テ極メテ重要ナル主眼點デアリマスカラ重ネテ御尋致シマス

○細野次郎君 自カラ法律ノ改正案ヲ提出シテ、其法律ガ國家ニ於ケル影響ハ知ル所ニアラズト辯明スル、大膽ナル提出者ニ向ツテ、私ハ重ネテ質問スルモ愚トハ思ヒマスガ、大切ナコトデアラカラ簡單ニチヨイトヤリマス、唯今提出者ハ提出ノ理由トシテ説明シテ曰ク、歐羅巴ハ短期デアアル、爲シ得ベク日本モ一箇月ニシタイト云フヨリ外、何等ノ理由ヲ説明シテ居ラヌト思ヒマスガ、我日本ニ於テハ現今定期賣買ニ重稅ヲ課シテアル現行法律ノ下ニ於テ、二箇月若クハ一箇月ニ短縮スルト云フコトハ殆ド賣買ヲ禁ズル結果ヲ生ズルデアツテ、歐羅巴ノ無稅ナル取引ト同一ニ論ズルコトハ出來ナイト云フコトハ提出者モ御承知デアラウト思フ、若シ日本ノ有價證券ノ定期取引ヲ短期ニスルナラバ、從ツテ取引所ニ關スル稅ヲ全ク廢止スル意見ヲ有ツテ居ラル、ヤ否ヤ御伺ヒシタイ

○板倉中君 坂本君ハマダ御分リニナラヌサウデゴザリマスカラ、一言説明致シマス(「委員會答宜シ」ト呼フ者アリ)固ヨリ委員會デ十分思ヒマスケレドモ立ツタ序デアリマスカラ御答ヲシテ置ク、三箇月ヲ二箇月ニスルト云フコトハ提出者ハマダ不十分ト思フケレドモ、凡ソ世ノ中ノ事ハ其中和ノ宜シキヲ得ルガ相當デアルト思ヒマス、故ニ二箇月ニ致スノガ即チ穩健デアルト考ヘタノデアル、是ヨリ外ニ何等ニ理由ハナイ、ソレカラ細野君ノ言ハレルノハ若モ之ヲ二箇月ニシタ上ニ稅三堪ヘラレナカッタドウスルト云フコトデアリマスガ、凡ソ課稅ノ本ハ其收入ノ如何、利益ノ如何ニ依ツテ輕重ヲナスノハ當リ前デゴザイマス、若シ是ガタメニ取引所ガ困難ニナレバソレハ別問題デアツテ、稅ノ方ニ於テハ輕クスルコトモ重クスルコトモアラウト思フ、ソレハ今日ニ於テ明言ノ限リデナイト思ヒマス

○細野次郎君 サウ云フ譯デナイ、歐羅巴ハ無稅アルカラ短期デモ差支ナイガ、日本ガコレニ倣フ短期ニスルナラハ無稅ニスルヤ否ヤト云フコトダケヲ伺ヒタイ

○伊藤大八君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名ノ委員十八名ニ付託スルコト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ其通り決シマス

○阪本彌一郎君 其點ニ付テ……

○議長(長谷場純孝君) 決定ノ宣告ヲ致シマス——日程第九、第十八同一委員ニ付託セラレタルニヨリ併セテ委員長ヨリ報告ヲ致シマス——特別委員長青柳信五郎君

第九 醫師法中改正法律案(八木逸郎君 外六名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(青柳信五郎君登壇)

○青柳信五郎君 醫師法中改正法律案、竝ニ齒科醫師法中改正法律案ノ御報告ヲ致シマス、此法案ハ既ニ提出ノ場合ニ提出者ヨリ精シク説明ガゴザイマシタカラ、私ヨリ附加ヘル要ハゴザイマセヌ、唯委員會ニ於ケル有様ヲ御報告シテ置キマス、皆サシノ御手許ニ同シタ如ク委員會ハ少シノ修正ヲ加ヘシタ、之ニ付テハ四箇條ノ改正ト云フモノガゴザイマス、此四ツノ條項ニ付テハ政府ガ同意シタモノモアリ、同意セザルモノモゴザイマス、ソレダケヲ茲ニ申シテ置キマス、第五條ニ付テハ提案者ガ説明サレタ如ク、醫師ガ診斷ヲシテ居テモ其患者ガ死亡シタ場合ニ、直チニ死亡診斷書ヲ死體ヲ見ズシテ與ヘタト云フコトヲ罪ニスルコト云フコトハ最初ノ立法ノ精神ヨリ云フナラハ、決シテアルベキモノデハナイ、然レニ唯法ノ不備ノタメ死亡證明ト死體檢案ト同一ニ見テ罪セラル、ト云フハ、醫師ノ慣例上アルベカラザルモノデ、引續イテ治療シテ居ルモノガ死亡證明ヲ出スト云フコトハ當然アルカラ、此法ノ不備ヲ補フタメニ引續キ治療シタモノニハ死亡診斷書ヲ出シテ差支ナイト云フ法文ヲ附加ヘルト云フコト、之ハ政府モ御尤ト云フコトデ同意サレマシタ、第七條ノ醫師ノ廣告アリマス、之ハ現行法ニ依ルト醫師ノ技能ヲ誇稱シテ、虛偽ノ廣告ヲ爲シ、又ハ祕密療法ヲ有スルモノノ廣告スルコトヲ得スト云フコトニナッテ居ッテ、隨分苛酷ナコトデアリマスガ、立法ノ場合ニハ之ヲ取締リ得ラル、モノトシテ居ッテノデアリマス、然レニ今日ニ於テハ毎日出マス雜誌新聞ノ廣告ヲ見マス、實ニ世人ヲ惑ハシ、又ハ風紀ヲ紊リ醫師ノ品位ニ關スル廣告ガ多クアルノデゴザイマス、然レニ斯ノ如キモノヲ現行法デハ取締リ出ラナクテ、唯其儘ニ任セテ置クハ、醫師ノ品位ノ上ニ於テ、又患者ヲ惑ハス點ニ於テ困リマスカラ、醫師ガ當然爲シ得ベキ廣告ニ限定シテ、第七條ヲ斯ノ如ク改正スルコト云フデアリマス、ソレヲ提案ノ場合ニハ專門ノ種類ヲ入レテアッダノヲ委員會デハ簡明ニ專門科ト修正致シマス、之ニ付キ政府モ其趣意ハ御尤アル、併シ廣告ヲ限定シナイデモ何トカ方法ガアラウ、法文ノ體面上少シ嫌ヒガアルト云フコトデアリマス、併シドウ云フ方法ヲ以テヤルカト云フト、政府ハ具體的ノ案ガナイト云フ丈

デ、其趣意ニハ贊成シテ居ッテ強テ反對ハ申シマセヌ、ソレカラ第十條ノ所謂醫師ニ訴願又ハ訴訟ノ權利ヲ與ヘルコト、之ハ初メ此法律ヲ制定スル場合ニモ當然アルカラ是非入レタイト云フコトデアッタガ、政府ノ反對ノタメ遂ニ成立タナカッタ、然レニ今日デハ醫師ノ責任益々重キヲ加ヘ、或ハ醫師法ノ關係、或ハ傳染病豫防法、又ハ種痘法ノ關係等ニ於テ醫師ノ責任ガ非常ニ重クナッタデアリマス、ソレヲ一片ノ行政處分ニ依ッテ處分サレ、ソレノ服從シナケレバナラヌト云フハ醫師ニ對シテ氣ノ毒アルガ故ニ、是非附加ヘタイト云フコトデアリマス、而シテ此條文ニ付テハ本法ニ定ムル命令ト云フ文字ヲ削ッテ之ハ必要ガナカラウ、贅文デアラウト云フコトデ、ソレダケヲ取除イテ修正シマス、所ガ政府ハ之ニ全然不同意デ、先日次官ヨリ不同意ノ説明ガアリマシタガ、中央衛生會ト云フ專業ヲ集メタ機關ガアッテ、之ニ諮詢シテ內務大臣ガ定メルモノデアアルカラ、斯ノ如ク訴願訴訟ノ途ヲ立ツルニ及バヌト云フコトノ理由ヲ以テ政府ハ反對ヲ表シマス、併ナガラ委員會ハ修正通りニ決シマス、夫カラ第十一條中「第六條」ヲ「第六條第二項」ニ改ムルコト、之ハ醫師ノ帳簿ニ記載漏レガアッダ場合ニハ、直チニ之ヲ處罰スル、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、即チ若シ醫師ノ帳簿ニ職業ヲ落シテ置ケバ、五百圓以下ノ罰金ニ處ス、或ハ年齡ヲ落セバ之モ亦處罰スルコト云フコトハ甚ダ苛酷ノコトデ、實際上帳簿ニ少シ位ノ落チノアルト云フコトハ當然ノコトデアル、決シテ故意ニ怠ルモノデハナイ、唯一々之ヲ記載シ能ハザル場合ガアルノデ、之ハ十一條中六條ノ二項ト云フコトニシテ十箇年帳簿ヲ保存スル義務ニ對シテ罰則ヲ加ヘルノガ當然ト云フコトデ、提案通り委員會ハ決シマス、政府ハ強テ反對致シマセヌガ、何トカ命令ガ訓令ヲ取締リ法ガ付カウカラ之ヲ改正スルマデノコトハ要ルマイト云フコトデアリマス、委員會ハソレデハ不安デアル、若シ帳簿ヲ檢閲シテ年ガ落チテ居タト云フノデアラレト安心ガ出來ヌカラ、提案ノ通りニシナケレバナラヌト云フコトデ其通り決シマス、ソレヲ齒科醫師法モ此醫師法ニ關聯シテ七條、十條、十一條ノ改正ガ御手許ニ同シデアリマス通りニ決定致シマス、委員會ハ斯ノ如ク全會一致ヲ以テ可決致シマシタカラ、成ルベク醫者ノ苦痛ヲ除クタメ御同情ヲ表セラレ、通過セラレンコトヲ希望致シマス

○加瀬禮逸君 チョット質問ガアリマス、反對デアリマセヌガ、唯確メテ置クノデアリマス、第七條ノ廣告限定ノコトデ、提案ノ理由ハ略解シテ居リマスケレドモ、唯疑ノアルノハ例ヘバ自分ハ當アドコソコニ於テ如何ナル醫術ヲ研究シタカ、或ハ多年苦心ノ結果云々ノ療治ヲ究メタト云フコトハ所謂業歴トカ學歴ト云フモノニ屬スルコト、思ヒマス、是等ノコトハ廣告スルコトヲ許スノデゴザイマス、若シ然リトスレバ此第七條ニ列舉サレタル何レノ事項ニ相當スルノデアルカ、念ノタメ確メテ置キタイ

○青柳信五郎君 ソレハ前職ト云フ方ニ入レテ差支ナカラウト思ヒマス、前職ト云フ中ニ入レテ、前二斯ノ如キ研究ヲシタ、斯ノ如キ病院ニ勤メタト云フコトハ、是デ差支ナカラウト思ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 先ツ日程第九、醫師法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議、直チニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕
○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、直チニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

醫師法中改正法律案 第二讀會

○恆松隆慶君 三讀會ヲ省略シテ此二讀會ニ於テ委員長報告通り確定セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(長谷場純孝君) 三讀會ヲ省略シ 委員長報告通りト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

醫師法中改正法律案 確定議

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ其通り決シマス、本案ハ是ニテ確定致シマシテ日程第十、齒科醫師法中改正法律案、第一讀會ノ續ヲ開キマス

第十 齒科醫師法中改正法律案(山根正 第一讀會ノ續(委員長 次君外一名提出)

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々ノ聲起ル〕

○議長(長谷場純孝君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、直チニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス、而シテ恆松君ノ動議ニ讀會ヲ省略シテ二讀會ニ於テ確定ト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

齒科醫師法中改正法律案 第二讀會

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(長谷場純孝君) 即チ委員長ノ報告通り御異議ハアリマセヌカ

齒科醫師法中改正法律案 確定議

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ委員長ノ報告通り決シマス、本案ハ是ニテ確定致シマシテ、日程第十一、第十二ハ同一委員ニ付託セラレタルモノデアリマスカラ、併セテ委員長ヨリ報告致シマス、委員長關係之介君病氣ニ付委員武田貞之助君

第十一 裁判所構成法中改正法律案(武 第一讀會ノ續(委員長 田貞之助君外七名提出)

〔武田貞之助君登壇〕

○武田貞之助君 委員長ニ代リマシテ委員會ノ經過結果ヲ簡單ニ報告致シマス、委員會ニ於キマシテハ嚮ニ本員が議案提出ノ際ニ説明致シマシタ同一ノ理由ヲ以テ備

場一致ヲ以テ可決シテデアリマス、此案ニ對シマシテハ政府委員ハ其精神ニ於テハ全然贊成致スト云フノデアリマシテ、唯少シ熟考ヲ要スル點ガアルト云フダケデ、キツバリシタ明確ナルトコロノ反駁ハ無イデアリマス、是ダケヲ報告致シマス、次ニ第二ノ案デアリマス、第二ノ案ニ付キマシテハ委員會ニ於キマシテハ此案ノ精神ハ宜イガ、此目的ヲ達スルタメニ準備ガ不十分デアルト云フノデアリマス、所ガ政府委員ニ於キマシテモ今日ノ場合實行ガムツカシクハナイカト云フノデアリマシテ、是ハ大多數ヲ以テ否決致シマシタ、是ダケヲ御報告致シマス

○議長(長谷場純孝君) 先ヅ日程第十一、裁判所構成法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 直チニ二讀會ヲ開クコト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ直チニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ致シマス

裁判所構成法中改正法律案 第二讀會

○恆松隆慶君 二讀會ニ於テ三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

裁判所構成法中改正法律案 確定議

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガ無ケレバ三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通りト云フコトニ決シマス、本案ハ是ニテ確定致シマシタ、日程第十二、裁判所構成法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス

第十二 裁判所構成法中改正法律案(阪 第一讀會ノ續(委員長 本淵一郎君外一名提出)

〔塚田啓太郎君登壇〕

○塚田啓太郎君 此本問題ニ付テハ本員が提出ノ際ニ於テ提出者ニ質問ヲ致シテ置キマシタ、其時直チニ反對ノ意見ヲ述ベヤウト思ウテ居リマシタケレドモ、免ニ角慎重審議ト云フコトハ何レノ場合ニ於テモ盡サナケレバナラヌト思フタメニ委員會ノ濟ムマデ控ヘテ居ッタ次第デアリマス、既ニ本員が嚮ニ認メタ通り委員會ニ於テモ手前勝手ノ法案デアルト云フコトガ認メラレテ否決ニナリマシタデアリマス、今日日本帝國ニ於テ最モ裁判官檢事等ニ適當ナル者ハドウ云フ所カラ出タ者が適當デアルカト云ハバ、大學ヨリ出デタルトコロノ者が最モ適當デアルト云フコトハ日本帝國一般ニ認ムル處デアリマス、然ルニ博士學士ト雖モ此法案デ見マスト判事ニナルコトガ出來ズ、甚以テ手前勝手極マルトコロノ法案デアリアリマス、斯ウ云フ法案ハ固ヨリ本員ト雖モ好マザルトコロデアリマス、此法案ハ大體ニ於テ間違ッテ居ルノミナラス、殊ニ偏頗手前勝手ナ辯護士トシテ

出シテハ實ニ言フニ足ラザルコロノ法案ト思ヒマス、故ニ斯ノ如キ法案ハ速ニ否決セラレコトヲ希望致スノデアリマス

○議長(長谷場純孝君) 日程第十二裁判所構成法中改正法律案、此第二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトヲ議題ト致シマス

(「反對」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 二讀會ヲ開クベカラズト云フ委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」異議ナシ「ノ聲起ル」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ、委員長報告通り本案ハ否決致シマス、日程第十三、第十四同一委員ニ付託セラレタルニ依リ、併セテ委員長ヨリ報告致シマス

(「延期デス」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) ドナタカ延期ノコトヲ責任ヲ以テ申出デニナレバ延期致シマス

○恆松隆慶君 是ハ延期ニナルコトが至當ト思ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 恆松君發議ノ通り、即チ日程第十三、第十四ハ延期ト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」異議ナシ「ノ聲起ル」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議無イト認メマスカラ日程第十三、第十四ハ延期致シマス、日程第十五、國有林野ヲ地方自治體ニ下付ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、小川平吉君外七名提出——小川平吉君

第十五 國有林野ヲ地方自治體ニ下付ニ關スル建議案(小川平吉君外七名提出)

國有林野ヲ地方自治體ニ下付ニ關スル建議案

地租改正處分以前地方自治體ノ住民ニ於テ使用收益ノ慣行ヲ有セシ國有林野ハ之ヲ該自治體ニ下付シテ其ノ基本財産ニ編入スヘシ

右建議ス

(小川平吉君登壇)

○小川平吉君 本案ハ國有ノ林野ヲ地方自治體ニ下付スルノ建議案デアリマス、此國有林野ノ中會テ地租改正處分以前ニ地方ノ村落ニ於テ入會其他ノ名義ヲ以テ使用收益ヲ致來リマシタコロノ林野ハ、全國到處ニ散在シテ居リマスルノデ、然ルニ是ガ地租改正處分ニ依リマシテ官有ニ編入セラレ、爾來現ニ今日國有トナツテ居リマスルコロノ山林原野ハ、諸君御承知ノ如ク全國到處ニ散在シテ居リマシテ、其數ハ誠ニ莫大ノ數デアリマス、然ルニ此山林原野ノ現狀ヲ見マスルト、政府ニ於テハ之ガ管理經營ニ力ヲ盡シテ居リマスルケレドモ、何様全國ニ亘ツテ、非常ニ廣キ山林原野デゴザイマスカラシテ、其管理經營ガ甚ダ不行届デアツテ、之ガタメニ土地ノ改良ト云フモノハ思フヤウニ行ハレコトが出来マセヌノデゴザイマシテ、一方又之ヲ人民ノ方カラ見マステバ、昔ハ曾テ自由ニ使用收益スルコトノ出來タコロノ山林原野ガ、今日ハ自己ノ

村落ノ目前ニ横ツテ居リナガラ、自分共ハ手ヲ出シテ之ヲ開發スルコトが出来ナイ、之ヲ使用收益スルコトが出来ナイト云フ、誠ニ不幸ナル位置ニ居ルノデゴザイマス、抑、此山林原野ニ人民ガ入リマシテ之ヲ使用シ、若クハ之ヲ收益スルコト云フコトハ誠ニ人民ノ自然ノ發達ノ順序ニ適ウタモノデゴザイマシテ、之アルガタメニ村落モ出來、之アルガタメニ人民ノ生活ト云フモノモ容易ニ行ハレテ參ッタノデアアル、然ルニ自然ノ順序トシテ村落ノ人民ノ入會スルコロノ山林原野ヲ國家ニ於テ取上ゲテシマツテ、毫モ使用收益ヲ許サナイ、此結果ト致シマシテ各地方ニ於テハ諸君御承知ノ通年々歲々官有地ニ入ッテ山林原野ノ盜伐ヲスル、若クハ其果物ヲ奪フト云フヤウナコトガアリマシテ、到處ニ林野盜ト云フ犯罪ガ續々トシテ出テ參ルト云フ事情ニナツテ居リマス、元來此地租改正處分ニ於キマシテ人民ノ使用收益シテ居ル所ノ山林原野ヲ取上ゲタニ付キマシテハ、種々ノ事情モゴザイマスケレドモ、多クノ場合ニ於テハ人民ガ租稅ノ負擔ヲ恐レテ從來ノ慣行成績ヲ書出スニ際シテ恰モ自分共ノ無關係ノモノデアルカノ如キ書出シマシタガタメニ、官有ニ編入セラレタト云フヤウナ土地ガ渺カラヌノデアリマシテ、之ヲ政府ガ取上ゲテシマフト云フコトハ本案提出者ノ一人タル戸水博士ノ口ヲ藉リテ言ヘバ、是ハ元來政府ガ人民ノ物ヲ奪ウタノデアルト謂フテ宜シイ、斯ノ如ク言ハル、人サヘアル位デゴザイマシテ、本來ハ人民ノ物デアッタノデアアル、然ルニ之ヲ政府ガ取上ゲテシマウタト云フ形ニナツテ居ルノデアリマス、其取上ゲタ結果ガ唯今述べマス通りデアツテ、土地ハ拓ゲズ人民ハ不便ヲ被ル、其結果トシテ盜賊ハ頻々トシテ出ル、斯様ナコトニナツテ居ルノデアリマス、因テ此山林原野ニシテ會テ地方部落ノ人民ガ使用收益ヲ致シマシタ所ノ緣故アル分ニ限リマシテ、之ヲ其地方ノ自治體ニ下付シテ、而シテ自治體ノ基礎ヲ鞏固ニシ、一方ニ於キマシテハ人民ノ山林ヲ愛スル所ノ愛情ニ訴ヘテ、土地ノ開發利用ト云フモノヲ圖ルト云フコトニ致シマシタナラバ、獨リ此自治體ノ基礎ガ鞏固ニナリマスルハカリデハナイ、國ノ經濟ノ上カラ見マシテモ政府ガ之ヲ管理經營スルヨリモ、愛情深キ所ノ地方ノ人民ガ親切ナル考ヲ以テ、之ヲ管理經營スルニ如カズデ即チ人民ヲシテ之ガ管理經營ニ任ゼシメマシタナラバ、土地ノ利用モ十分ニ出來マシテ經濟上ヨリ見マシテモ、誠ニ喜ブベキコトデアラウト考ヘルノデアリマス、デ本案ニ付テハ今日マデ長イ間政府ガ所有シテ居リマシタ所ノ土地ヲ、直チニ之ヲ村落ニ下渡サウト云フノデゴザイマスカラシテ、成ハ甚ダ突飛ナル所ノ案デハナイカト云フヤウナ疑モアルカモ知レマセヌガ、是ハ決シテ突飛デハナイノデアアル、御一新時代ニ於テ人民ノ土地ヲ取上ゲタキノ勇氣ノ十分ノ一、若クハ百分ノ一ノ勇氣ヲ出シタナラバ、政府ハ直チニ之ヲ人民ニ下戻スコトハ出來ル、取上ゲタキノコトヲ考ヘレバ下戻スコト云フコトハ何デモナイコト、考ヘマスカラ、即チ本案ヲ提出シタ次第デゴザイマス、ドウカ諸君ノ御贊同ヲ得テ此目的ヲ貫徹致シタイト思ヒマス

○武滿義雄君 提出者ニ質問致シマス「地租改正處分以前地方自治體ノ住民ニ於テ」ト書イテアツテ、今之ニ對スル説明モアリマシタガ、是ハ地方自治體中ノ幾分ノ使用收益シタ土地モ、全部ツレバ自治體ノモノニ爲スト云フ意味デアリマセウカ、又一方ニハ部分林ノ制度ノ下ニ於テ使用收益シタ性質ノ山林モアルノデアリマスガ、サウ云フモノモ悉ク下付シテ此地方自治體ノ基本財産ニ編入セシムルト云フ意味デアリマセウカ、其邊ヲ承ツテ置キタイ

○小川平吉君 御答ヲ致シマスガ、地方自治體ノ住民ト云フハ即チ書イテアリマスル通りテ、自治體ノ住民トシテノ使用收益デアリマシテ、單純ナ一個人ノ使用收益ノ分ハ含マズ積リデアリマス、即チ自治體ニ屬スル住民ガ自治體ノ財產トシテ入會シタ場合ヲ指スノデアリマス、ツレカラ第二ノ場合ハ部分林ノ如キモノモ無論含マセヤウト考ヘテ居ルノデアリマス

○武滿義雄君 自治體ノ全般、人民ガ使用收益シタノデナケレバイカヌト云フノデ、自治體中ノ或部者ノ者ガ使用收益シタト云フヤウナモノハ……

○小川平吉 或ル部者モ宜シイノデアリマス、一個人以外デアレバ……

○恆松隆慶君 本案ハ十八名ノ委員、議長指名ニ付託セラレシコトヲ願ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名ノ委員十八名ニ付託ト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第十七、奥羽南部橫斷鐵道敷設ニ關スル建議案ヲ議題トナシ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者近江谷榮次君

第十六 奥羽南部橫斷鐵道敷設ニ關スル建議案(近江谷榮次君提出)

奥羽南部橫斷鐵道敷設ニ關スル建議案
奥羽南部ヲ橫斷スル秋田縣下大館驛ヨリ青森縣下三戸驛ニ連絡スル線路ハ其ノ鐵道額ニ於テ既ニ東北第一位ヲ占ムルト同時ニ軍事上又必要關クヘカラサルノ線路ナリトス依リテ政府ハ速ニ之カ敷設ノ計畫ヲ立テ實行ヲ期セムコトヲ望ム

右建議ス

○近江谷榮次君 極メテ簡單ニ本案提出ノ趣意ヲ申上ゲマス、本線路ハ舊日鐵線ノ青森縣下三戸驛ヨリ奥羽線秋田縣下大館驛ニ達スル約五十哩ノ鐵道デゴザイマシテ、此線路ノ中ニアリマシテハ我帝國ノ富源ト稱サレトコロノ所謂礦物ハ其附近ニ散在シテ居ルノデアリマス、現ニ彼ノ有名ナル小坂鐵山ノ如キ、或ハ歴史上有名ナル小坂鐵山ノ如キ、或ハ古倉鐵山ノ如キ、皆線路ノ附近ニ散在シテ居ルノデアリマス、現在ニ於キマシテ銅價ガ下落シテ居リマスル場合ニ於キマシテモ、尙且此部分ノ礦物ガデモ其全部ヲ數ヘマスレバ約千五百萬圓ニ達シテ居ルノデアリマス、併ナガラ交通不便デ到底現在ノ利益ヲ保護スルコトガ出來ナイノミナラズ、此未見ノ礦物ハ幾億萬ノ礦物ガ、此附近ニ散在シテ居ルノデアリマス、併ナガラ未ダ是ニ向ッテハ政府ハ鐵道ノ敷設ヲモ試ミタコトモナイノデアリマシテ、獨リ一地方ノ利害問題デアリマセヌ、誠ニ國家經濟上重大ナル關係ガアルノデアリマス、是ニ加フルニ軍事上即チ國防上最モ重大ナル關係ヲ持ッテ居ルコトハ、疾ニ諸君ノ承知セラル、トコロデアリマス、故ニ本員ハ一日モ早ク鐵道國有法ノ本義ニ依リマシテモ、此鐵道ヲ敷設シナケレバナラヌト云フコトヲ考ヘマシテ熱心ニ此問題ヲ提出シタ次第デアリマス、願ハクハ滿場諸君ノ御同意ヲ希ヒマス

○高橋嘉太郎君 此名稱ノコトニ付テチヨット提出者ニ伺ヒタイノデアリマスガ、地勢ヨリ致シマスレバ北部ノ方ニ當テ居ルノニ、此南部ト云フ名稱ハ何レヨリ出テ居ルノデアリマセウカ、之ヲ伺ヒマス

○近江谷榮次君 御答致シマス、能ク調ベマスルト東部ニ位シテ居ルヤウニ思ヒマスガ、免ニ角モ奥羽ト申シマスル舊稱ハ南部領ト稱シマシテ其方カラ秋田ノ方ヘ眞直ニ當リマスタメニ此名稱ヲ採ッタノデアリマス、併シ名稱ガ惡ルケレバ變ヘマス

○恆松隆慶君 名稱ニ付テ多少質問ガゴザイマシタガ、免ニ角委員ニ付託シテ、ソナコトカラ巨細ニ調査サレルコト、シテ、即チ九名ノ委員、議長指名ナランコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第十七、曆法ニ關スル建議案ヲ議題トシ議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、提出者早川龍介君外二名

第十七 曆法ニ關スル建議案(早川龍介君外二名提出)

曆法ニ關スル建議案
太陽曆ハ世界列國ノ多ク用ユル處ニシテ太陰曆ニ比シ優レルヲ以テ我カ國ニ行ハセラルルハ當然ノ事ナリト雖モ今ヤ學理ノ進歩ト共ニ又太陽曆ノ不備ヲ感シ佛國ニ英國ニ之カ改正ヲ熱望スルニ至レリ

按スルニ本邦ハ農事本位ノ國ナルヲ以テ太陽曆ノ氣候ト相調和セサルハ一大闕點ト謂フヘシ我カ國多年ノ慣習多少ノ關係ナキニ非スト雖農家ノ多數カ竊ニ太陰曆ヲ棄テサルモノ故ナキニ非ス茲ニ多年ノ苦心ト熱誠トヲ以テ中正曆ト稱スル稍完全ニシテ且便利ナル曆法ヲ發明シ學者モ亦大ニ之ヲ贊同スルニ至ルアリ此ノ曆法ヲシテ直ニ我カ國ニ行ハセラルムコトヲ望ムト雖列國トノ關係上聊カ尙早ノ論アルヲ慮リ本年度ニ於テ曆法調査會ナルモノヲ起シ調査ヲ爲シ之ヲ列國ニ計ラレムコトヲ望ム

右建議ス

(早川龍介君登壇)

○早川龍介君 是ハ細カニ述ベマスルト非常ニ長イコトデゴザイマスガ、自分ハ自分ガケニ此事ニ付テ取調ベマシタコトモ十分ゴザイマスカラ、ドウゾ委員付託ニナサレテソレ御調ヲ願ヒタイト存シマス極ク簡單ニ曆法ノ最モ大事アルト云フコトダケヲ申シテ置キマスガ、總テノ一切ノ本ニ對スル度量衡ノ如キモノデアリマシテ、即チ此人世ノ行爲ニ於キマシテハ此曆ハ即チ尺度ノ如キモノデゴザイマス又外國デモ是ニ付テハ多少ノ問題モ起ッテ居ルノデアリマスカラ、十分ニ之ヲ委員ニ付託シテ調査ヲナシ、進シテ外國ノ狀況モ十分ニ照合シテ見ルコトガ最モ必要デアルト感ジマス、故ニ申シマスレバ餘程長クナリマスルガ、委員ニ付託シテ其委員ノ席ニ於テ十分ニ申述ベタイト存シマス、簡單ニチヨット此處ニ表ガゴザイマスデ是モ御承認ヲ得テ速記ノ中ニ加ヘテ置キタイト思ヒマス、ドウゾ御承認ヲ請ヒマス

(參照)

立春

陰曆正月元旦

四十三
四十四

二月六日
二月六日

二月十日
二月二十九日

四十三
四十四

大正四、七、九、十、十一
小三、五、六、八、十二

四十四
四十五

大正四、五、六、七、八、九、十、十一、十二
小三、五、六、八、十二

○伊藤大八君 委員ハ九名ノ委員、議長指名ニナランコトヲ望ミマス

(贊成々々ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ其通り決シマス、日程第十八、
渡良瀬川改修工事速成ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、提出者武藤
金吉君外七名 武藤金吉君

第十八 渡良瀬川改修工事速成ニ關スル建議案(武藤金吉君外七名提出)

渡良瀬川沿岸ニ於ケル水害ハ全國其ノ比類ヲ見ス近年特ニ甚シク加フルニ足尾銅山ノ鑛毒流出ヲ以テ今ヤ政府ハ改修工事ヲ急クヘキニ未タ何等其ノ計畫ヲ爲サス國家ノ不利是レヨリ大ナルハ莫シ既ニ利根川第三期改修工事ハ本期議會ニ提出セラレ明治五十六年ニ完成ヲ告ケムトス政府ハ次期ノ議會ニ必ス速成ノ案ヲ具シテ提出スヘシ

右建議ス

(武藤金吉君登壇)

○武藤金吉君 極ク簡單ニ本案提出ノ理由ヲ説明致シマス、御承知ノ如ク渡良瀬川ハ利根川流域中ノ最大ノ支川デアリマシテ、利根川ノ改修工事ハ一昨日ヲ以テ第三期解決ヲ告グルコトニナリマシタデアリマス、而シテ此渡良瀬川ハ利根川ノ支流デアルト同時ニ此渡良瀬川ノ流域ノ被害損害ト云フモノ多ナルコトハ年々當議會ニ於キマシテ諸君ノ御賛同ヲ仰グ通リ始末デアリマシテ、其流域ハ僅ニ二十七里餘デアリマシテ、被害ノ程度ハ栃木、群馬、茨城ノ四縣ニ涉リマシテ、面積ハ百六十四方里ニ涉リ居リマス、而シテ流域ノ延長ハ百九十五里ニナリ居ル、堤塘ノ延長ハ八十七里殊ニ澁澤ノ段別ニ至リマシテハ一万九千六百五十八町步ニナリ居リマス、此人口ノ關係ハ五十四万四千二百六十八人ヲ有シテ居ルデアリマス、サウシテ此渡良瀬川ハ明治ノ初年ニ水利ニ富シテ居リマシテ、水害ハ甚ダ稀レデアッタデアリマスガ、明治二十年ノ頃カラ水面地ガ大ニ荒レマシテ官林一万數千町步及其附近ノ官林數千町步ハ亂伐ノ結果ト致シマシテ水源ノ涵養ヲ失シマシテ、其廣大ナル山嶽ハ山骨ヲ露シテ、降雨

ノ都度ニ其雨水ハ土砂ヲ運ビマシテ、河床ニ昇降スルコトハ殆ド非常ナルモノデアリマシテ、近ク此數十年ノ間ニ水害ノ比例ヲ數ヘマスレバ明治二十七年以後明治四十年迄デニ十二回ノ大洪水ガ出テ居ルデアリマス、其大洪水ノ損害ハ内務當局ノ調ニ依リマシテ二十七年ヨリ三十六年ニ至ルマデノ十箇年ノ間ノ水害損耗高ガ一千五百三十六万圓デゴザイマス、ツレニ三十九年ノ大洪水四十年ノ大洪水ヲ加ヘマスルト二千二百萬圓ニ達スル大損害ヲ受ケテ居ル、而シテ未ダ此渡良瀬川ノ河身改修工事ト云フモノハ政府ハ汲々トシテ調査ヲ致サレテ居リマスガ、未ダ其調査ガ完結ヲ告ゲナイデアリマス、然レニ今日ハ此利根川ノ第三期工事ハ一昨日ヲ以テ當院ハ可決ニナリマシテ、此利根川此第三期ノ改修工事ト共ニ渡良瀬川ノ工事ハ出來ベキモノデアルニモ拘ラズ、今日尙調査未了ニシテ出來ナイテ居ルト云フコトハ、獨リ沿岸人民ノ不幸此上ナキノミナラズ此國家ノ損害ト云フモノハ多大ナルモノデアリマシテ、年々此水害ノタメニ家ヲ流サレ、人畜ノ死傷、又作物ノ損害、殆ド渡良瀬川沿岸ノ人民ハ居ニ安ズルコトノ出來ナイ境遇ニアリマスカラシテ、願クハ諸君ノ御賛同ニ依リマシテ、協賛ヲ得マシテ、サウシテ次期ノ議會ニ於キマシテ是非共此改修工事ノ速成アランコトヲ切望致シマシテ、本案ヲ提出致シマシタ次第デゴザイマスカラ宜シク……

○恆松隆慶君 本案ハ九名ノ委員、議長指名ナランコトヲ願ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第十九、
農科大學増設ニ關スル建議案ヲ朗讀トナシ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、提出者木
村良君外一名 木村良君

第十九 農科大學増設ニ關スル建議案(木村良君外一名提出)

農科大學ハ既ニ東京及札幌ニ設立セラレタリト雖其ノ數固ヨリ少ナク十分ニ入學志望者ヲ入ルル能ハサルノミナラス氣候土質其ノ他ノ關係上我カ邦主要農業地タル關西地方ニ之カ設立ヲ見サルハ實ニ一大關點ト謂ハサルヘカラス依リテ政府ハ速ニ京都帝國大學ニ於テ農科大學ヲ増設セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(木村良君登壇)

○木村良君 本案ハ目下既設ノ農科大學ハ數ニ於テ少ナク、場所ニ於テ偏シテ居リマスカラ速ニ京都大學ニ一分科シテ増設シテ貰ヒタイト云フノガ本案提出ノ趣旨デア
ルデアリマス、其理由ハ此所ニ少シバカリデゴザイマスガ書イテゴザイマシテ、之ヲ御一讀下サレマスルト明白デゴザイマスカラ、私ハ説明ヲ省略シマシテ御一讀ヲ請フテ
御賛成ヲ請フテ置キマス(拍手起ル)

○伊藤大八君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(長谷場純孝君) 本案モ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハア

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

新聞紙及定期刊行物ノ郵稅輕減ニ關スル建議案
（村松園一郎君外二名提出）

新聞紙及定期刊行物ノ郵稅輕減ニ關スル建議案

〔村松恆一郎君登壇〕

○村松愼一郎君 諸君 本案ハ極メテ簡單ナルモノデアリマシテ諒明ヲ要スルコトデナイノデアリマシテ、理由書ヲ御覽下サレバワレデ十分ニ分ル事柄デアリマシテ、今日此山間僻地ニアルモノハ非常ニ新聞購讀ノ上ニ重キ負擔ヲ被ツテ居リマス、是ハ文化開發ノ上ニ非常ニ影響ノアルコト、思ヒマスガ、唯此建議案ノ趣旨ガ若シ通過スル場合ニハ政府ガ收入ヲ減スルト云フヤウナコトヲ以テ反對ヲスルカモ知リマセヌガ、私共ノ考ヘマストコロデハ此郵便稅ガ輕減セラレタナラバ、山間僻地ノモノモ一部取ルモノノガ二部取リ、二種取ルモノノガ三種取ルト云フコトニナルノデアリマスカラ、政府ノ收入ニハ著シキ影響ハナイト思ヒマスカラ、著シキ影響ガナクシテ、サウシテ山間僻地ノモノニ新聞雜誌ヲ購讀ノ便宜ヲ與ヘルコトハ、國運發展ノ上ニ非常ニ效果ノアルコト、思ヒマスル、デ御賛成ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君 本案ハ曩ニ新聞云々ト云フ案ガ委員ニ付託致シテアリマス、其同一ノ委員ニ此案モ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

ト同一ノ特別委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第二十一、鐵道改築ニ關スル建議案ヲ議題トナシ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者水品平右衛門君

第二十一 鐵道改築ニ關スル建議案(水晶平右衛門君提出)

鐵道改築ニ關スル建議案

信越線中ノ碓氷鐵道ハ明治二十一年ノ建築ニ係リ十五分ノ一ナル急勾配ノ箇所ニ「アプト」式軌條ヲ敷設シタルモノナルカ其ノ牽引力ノ不足ナル其ノ速力ノ遲緩ナル其ノ他一般設備ノ不完全ナル到底交通運輸ノ頻繁ナル今日ノ實用ニ適セサルモノアリ政府亦此ニ視ルアリ之ヲ電氣裝置ニ改設スルノ計畫アリト雖是レ以テ一時ノ姑息策ニ過キシテ永ク此ノ間ノ運輸交通ヲ全カラシムルノ途ニ非ス依リテ更ニ此ノ間ニ一ノ迂回線ヲ設ケ以テ鐵道其

ノ物ノ本能ヲ全フセシメ殖産興業ニ資スアラムコトヲ望ム
右建議ス

〔水晶平右衛門〕君登壇、

○水島平右衛門君 碓氷鐵道改築ニ關スル建議案ノ説明ヲ致サウト考ヘズ、御承知ノ如ク碓氷鐵道ハ關東北陸ノ中間ニ當ツテ居リマストコロノ樞要ノ鐵道デゴザイマス、北信方面ニ於テ此東京ヲ中心トセルコト關東方面ト取引ハ總テ此碓氷ノ要所ニ依リナケレバナラヌコトニ於テ居リマス、故ニ古來此要所ハ非常ニ交通運搬ノ煩繁ナル場所デゴザイマス、然ル所此間ニ現在シテ居リタル鐵道ハ御承知ノ如ク「アプト」式鐵道デゴザイマシテ、僅ニ七哩ノ間ニ大小二十五六ノ墜道ガアリマシテ、其上二十五分ノ一ト云フ急勾配ノ所ニアプト」式即チ齒狀形ノ軌條ガ敷設シテアリマスルガ故ニ、其牽引力ハ非常ニ弱クシテ一回ニ如何ニスルモ十輛以上ノ車輛ヲ牽引スルコトガ出來ナイノデゴザイマス、ウレカラ又速力モ齒車ニナツテ居ルノデゴザイマスカラ非常ニ遲緩デアリマシテ、如何ニスルモ一晝夜二十回以上ノ運轉ヲナスコトガ出來ナイ實際デゴザイマス、即チ牽引力モ少ク、又速力モ非常ニ遅イノデゴザイマスカラ、如何ニ機關方ヲ獎勵シ、如何ニ多クノ石炭ヲ使ヒ、且補助機關等ヲ用非マシテモ、一晝夜二百車以上ノ運轉ヲナスコトガ出來ナイ實際ニナツテ居リマス、故ニ貨物ハ彼ノ牛馬ノ輸入時期デアルトカ、或ハ米穀肥料ノ時期ト云フヤウナトキハ勿論、其他少シシ貨物ノ込ミマスルトキニナリマスレバ、必ズ停滯又留積致シマシテ、或ハ横川驛或ハ高崎驛等二數十車、數百車、數千車ノ停滯ヲ見マシテ、又上野方面ニ 東京方面ノ商人ハ此停滯ヲ見マシテ貨物ノ積込ヲ中止シ、若クハ遠ク中央線ヲ迂回シテ運搬スルコト云フヤウナ實際ニナツテ居リマス、斯ノ如キ實際デゴザイマスカラ此貨物ノ停滯ノタメニ商人ガ折角買ツタ貨物ニ對シテ商機ヲ逸シ、若クハ品物ヲ損ズル等ノ損害ハ非常ナモノデゴザイマス、爲ニ此鐵道ヲ當デニシテ居ルコトノ商人ハ、縱シ見込ガアツテモ品物ヲ買入レルト云フコトヲ控ヘルヤウナ實際デゴザイマス、又工業家ニ於テモ或ル工業ヲ起サウト云フヤウナ目論見ヲ致シマシテモ、此鐵道ヲ當デニ原料ノ輸入等ニ付テハ如何ニモ安心ガ出來ナイトコロカラ、起ルベキ工業モ是ガタメニ起ラナイト云フヤウナ實際デゴザイマス、商人及工業ニ付テハ取引上斯ノ如キ障礙ヲ受ケテ居ルノデゴザイマスガ、尙此乘客ノ普通ノ交通ニ付テモ非常ナ障礙ガアルノデゴザイマス、即チ東京若クハ兩毛線等ヨリ行キマスル客車ハ、十輛以上數十輛ノ客車ヲ連結シテ、此局所マデ參リマス、然ルニ此局所ニ參リマスルト前申シマスル通り十輛以上ハ連結スルコトガ出來ナイモノデアリマスカラ、或ハ五車或ハ十車ノ乘客ヲ空シク其所ニ置去ルト云フヤウナ奇觀ヲ生ズルノデゴザイマス、即チ貨物ノ停滯ノミナラズ乘客ノ停滯ヲ見ルト云フヤウナ奇觀ヲ往々呈スルノデゴザイマス、斯ノ如ク不都合ガゴザイマスルノニ政府當局者モ此點ニ心配ヲヒラシメ種々調査ノ結果、唯今ノ鐵道ヲ電氣裝置デ改メルト計畫ヲナシテ居ルヤニ至ル致シマス、併ナガラ大體ガ此「アプト」式機關ト云フモノガ標本的「玩具」的ノ一ノ標本的ノ鐵道デアツテ、實際ノ實用ニハ足りナイ鐵道デゴザイマスカラ、之ヲ電氣裝置ニ改メマシタトコロデ、向後ノ實際ノ需用ニ應ズルコトハ決シテムヅカシカラウト思フノデアリマス、勿論之ヲ爲スコトハ 此電氣裝置ヲナスト云フコトハ尙ナサザルヨリ大ニ便ルノデアリマスカラ、勿論歡迎スルコトデアリマスガ、將來尙此富直線ノ成工若クハ中央西線ノ成工後ニ於ケル交通頻繁ナル時機ヲ思ヒマスレバ、到底此鐵道デ長ク交通頻繁ナル諸種ノ用ニ供スルコトハ出來ヌト信ジマスルガ故ニ、尙更ニ此局所ダケニ迂回致シマスルコトコロノ一つノ平坦線ヲ設ケマシテ、サウシテ地方ノ産業興業ニ障害ヲ致シテ居ルコトノ此病の機關ヲ救濟シ、鐵道其物ノ本能ヲ全クシメメントヲ希望シテ、此案ヲ提出致シタ次第デゴザイマスカラ、何卒御贊成ヲ希望致シマス

○恒松隆慶君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託スルニ御異議ハアリマセヌカ

第三 種痘法(東京府提出) 第一會 第一報

第四 印紙犯罪處罰法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第五 輸入原料砂糖戻稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第六 明治四十年年度豫備金支出ノ件
明治四十年年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
第七 明治四十年年度特別會計豫備金支出ノ件
明治四十年年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
第八 明治四十年年度清國事件第二豫備金支出ノ件
明治四十年年度清國事件第二豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
第九 明治四十年年度韓國派遣部隊豫備費支出ノ件
明治四十年年度韓國派遣部隊豫備費外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
第十 農會法中改正法律案(森田俊久君) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第十一 獸畜市場法案(森田俊久君) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第十二 獸疫豫防法中改正法律案(森田俊久君) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第十三 汽船トローノ漁業取締ニ關スル建議案(武滿義雄君) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第十四 勳章佩用ニ關スル建議案(大橋賴廣君) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第十五 特別報告第二十八號 電氣分解工業補助ノ請願(委員長報告)
第十六 特別報告第二十九號 渡良瀬川沿岸治水堤防費特別補助ノ請願(委員長報告)
第十七 特別報告第三十號 殉國志士表彰追録ノ請願外二件(委員長報告)
第十八 特別報告第三十一號 岡山地方裁判所管內新見區裁判所出張所新設ノ請願(委員長報告)
第十九 特別報告第三十二號 在外國淫賣婦取締ニ關スル請願(委員長報告)
第二十 特別報告第三十三號 鳥見山靈時保存顯彰ノ請願(委員長報告)
第二十一 特別報告第三十四號 鑛毒被害地地價修正漏ノ請願外一件(委員長報告)
第二十二 特別報告第三十五號 山形地方裁判所米澤支部事務取扱開始ノ請願(委員長報告)
第二十三 特別報告第三十六號 平戶區裁判所御厨出張所設立ノ請願(委員長報告)
第二十四 特別報告第三十七號 常設美術展覽會會場速成ノ請願(委員長報告)
第二十五 特別報告第三十八號 清國木蠟ノ輸入稅増率ニ關スル請願(委員長報告)
第二十六 特別報告第三十九號 煙草專賣法中葉數査定ニ關スル規定廢止ノ請願(委員長報告)

第二十六 (特別報告第四十二號) 鹿兒島港開港ノ請願(委員長報告)
第二十七 (特別報告第四十四號) 土地所有權制限ニ關スル請願(委員長報告)
第二十八 (特別報告第四十五號) 鐵道速成ノ請願(委員長報告)
第二十九 (特別報告第四十六號) 鐵道速成ノ請願(委員長報告)
第三十 (特別報告第四十八號) 陸羽橫斷鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第三十一 (特別報告第四十八號) 復族ニ關スル請願(委員長報告)
第三十二 (特別報告第五十一號) 郵便局設置ノ請願(委員長報告)
第三十三 (特別報告第五十二號) 避難港築造ノ請願(委員長報告)
第三十四 (特別報告第五十三號) 廣島江津間鐵道速成ノ請願(委員長報告)
第三十五 (特別報告第五十四號) 家祿渡不足下渡ノ請願(委員長報告)
第三十六 (特別報告第五十五號) 暴風雨及電害地地租免除ノ請願(委員長報告)
第三十七 (特別報告第五十六號) 癘疾軍人優遇ノ方法トシテ徽章制定ノ請願(委員長報告)
第三十八 (特別報告第五十七號) 郵便局設置ノ請願外一件(委員長報告)
第三十九 (特別報告第五十九號) 狩獵法改正ノ請願(委員長報告)
第四十 (特別報告第六十號) 種畜場増設及補助金ノ請願(委員長報告)
第四十一 (特別報告第六十一號) 動物飼料鐵道運賃ノ請願(委員長報告)
第四十二 (特別報告第六十二號) 大湊鐵道速成ノ請願(委員長報告)
第四十三 (特別報告第六十五號) 甲府岩淵間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第四十四 (特別報告第六十六號) 國有林野ニ關スル請願(委員長報告)
第四十五 (特別報告第六十七號) 漁港及避難港調查會ヲ設ケ且之ヲ完成ヲ期スルノ請願(委員長報告)
第四十六 (特別報告第六十八號) 大日本水產會國庫補助ノ請願(委員長報告)
第四十七 (特別報告第六十九號) 水產銀行設立ノ請願(委員長報告)
○議長(長谷川純孝君) 本日ハ是ニテ散會
午後四時五分散會

衆議院議事速記第十七號正誤

頁	段	行	誤	正
三三六	上	三九	望ミマス	望ミマス正
三五九	下	五	會議ヲ開キマス	會議ヲ開キマス
三六〇	上	一三	三厘	三厘
三六一	下	二二	二十億	二十億
三六四	下	二四	討論終結	宮古君...討論終結
			ウデスカラ止	ウデスカラ止
			メヲハドウデ	メヲハドウデ
			ス...討論終結	ス...討論終結